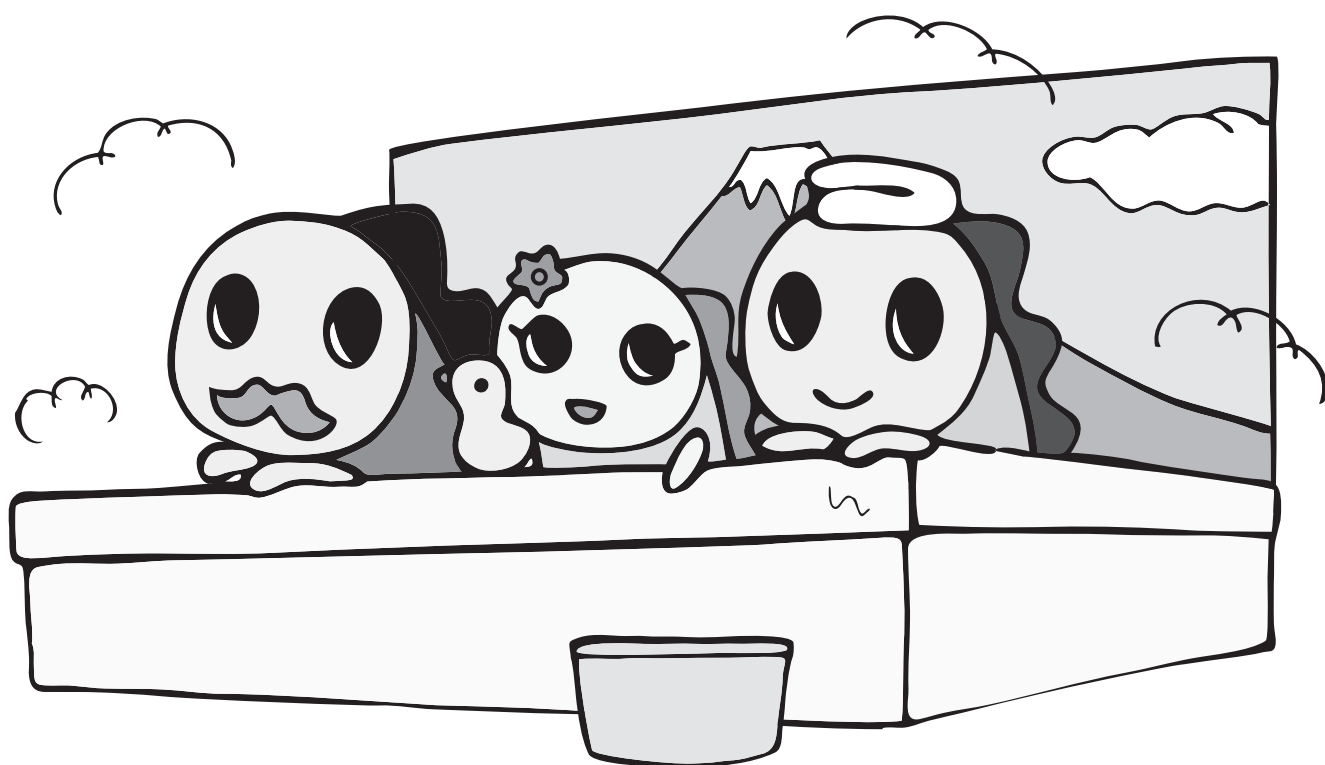


令和7年度

わたしたちの区税



杉並区

令和7年度
わたしたちの区税

も く じ

●申告・納期と税金の種類…………… 2

1 わたしたちのくらしと税金

●くらしと税金…………… 4
●杉並区の財政…………… 5
●「ふるさと納税」について………… 7

2 区税のあらまし

●住民税（特別区民税と都民税）…………… 8
・納税義務者…………… 9
・非課税の範囲…………… 9
・税額の計算方法…………… 10
・所得金額の算出…………… 10
・所得控除…………… 12
・税率…………… 13
・税額控除…………… 14
・住民税の申告…………… 18
・納税方法の種類…………… 20
・住民税と所得税の違い…………… 22
・会社員と税金…………… 24
・退職所得の課税の特例…………… 27
・配偶者控除及び配偶者特別控除…………… 28
・高齢者と税金…………… 30
・医療費と税金…………… 32

・土地建物等の譲渡と税金…………… 35
・譲渡所得の計算方法…………… 35
・税額の計算方法…………… 36
・マイホームを売った時の特例…………… 36
・貯蓄と税金…………… 38
・利子等と税金…………… 38
・配当等と税金…………… 39
・株式譲渡益と税金…………… 39
・森林環境税と森林環境譲与税…………… 40
・復興特別所得税…………… 40
●入湯税…………… 40
●特別区たばこ税…………… 41
●軽自動車税（種別割・環境性能割）…………… 42

3 納税にあたって

●納付方法…………… 46
●納税相談など…………… 48
●延滞金…………… 50
●審査請求及び取消訴訟…………… 51

4 税の証明と窓口

●税の証明…………… 52
●窓口のご案内…………… 54

FAQ ～よくある質問～

●納税者が死亡した場合の納税義務は？…………… 17
●杉並区では、どのような寄附金を受け付けていますか？…………… 17
●引越したときの住民税は？…………… 22
●会社をやめ、現在無職なのに住民税の通知がきたが？…………… 22
●会社をやめ、特別徴収されなくなった住民税は？…………… 26
●年金受給者の住民税は？…………… 30
●国外へ転出するときの住民税の手続きは？…………… 49

※ この冊子は、原則として令和7年4月1日現在施行されている地方税法及び杉並区特別区税条例等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

※ 最新情報については杉並区公式ホームページ（<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>）をご確認ください。

申告・納期と

主な税金の申告と納期

月別	特別区税	都税	国税
4月			
5月	軽自動車税（種別割） 31日	自動車税（種別割） 鉤区税	
6月	個人住民税（普通徴収第1期） 30日	固定資産税・都市計画税 （第1期）	
7月			所得税 （予定納税第1期）
8月	個人住民税（普通徴収第2期） 31日	個人事業税（第1期）	
9月		固定資産税・都市計画税 （第2期）	
10月	個人住民税（普通徴収第3期） 31日		
11月		個人事業税（第2期）	所得税 （予定納税第2期）
12月		固定資産税・都市計画税 （第3期）	
1月	個人住民税（普通徴収第4期） 31日 給与支払報告書の提出 31日 公的年金等支払報告書の提出 31日	都民税株式等譲渡所得割、都民税配当割（源泉徴収選択口座内配当等）10日 償却資産、住宅用地、認定長期優良住宅減額の申告 31日	
2月		固定資産税・都市計画税 （第4期）	贈与税の申告 【2月1日～3月15日】
3月	個人住民税の申告 15日	個人事業税の申告 15日 事業所税（個人） 15日 地方消費税（個人事業者） 31日	所得税の確定申告 【2月16日～3月15日】 消費税（個人事業者）の確定申告【～3月31日】

- 毎月：個人住民税（給与特別徴収（6月分～翌年5月分））各月分翌月10日
特別区たばこ税・入湯税 毎月末
- 随時：個人住民税（年金特別徴収（4・6・8・10・12・翌年2月分））各月分翌月10日
前月の退職所得の課税の特例分 10日

※申告期限や納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日にあたるときは、これらの日の翌日が期限になります。

※個人住民税は特別区民税と都民税をあわせて指します。

税金の種類

主な税金の種類

	地 方 税		国 税 (一部省略)
	特別区税(杉並区の税)	都 税	
税 目	<u><普通税></u>	<u><普通税></u>	<u><直接税></u>
	特別区民税 (個人分) ※都民税(個人) をあわせて賦課 徴収します。	都民税(個人) 都民税(法人) (都民税・特別区民税相当分) 都民税(利子割等) 事業税(個人・法人) 地方消費税 不動産取得税 都たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税(環境性能割) 自動車税(種別割) 軽油引取税	所得税 復興特別所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 相続税 贈与税 森林環境税
	軽自動車税 (種別割・環境 性能割)	種別割: 原動機付自転車等の 所有者が納める税金です。 環境性能割: 軽自動車を取得 した時に収める税金です。区 税ですが、当分の間は東京都 が賦課徴収します。	<u><間接税等></u> 消費税 酒税 国たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 印紙税 登録免許税 電源開発促進税
	特別区たばこ税	区内で販売されるたばこの消 費に対して課税され、定価に 含まれています。	とん税 特別とん税 関税 国際観光旅客税
	鉱産税	鉱物の採掘事業に対して、そ の鉱業者に課税されます。 (令和7年4月1日現在、杉並区での 課税実績はありません。)	
	法定外普通税	固定資産税 ※ 特別土地保有税(平成15年度以 降、新たな課税を停止しています。)※ 法定外普通税	
	<u><目的税></u>	<u><目的税></u>	
	入湯税	狩猟税 事業所税※ 都市計画税※ 宿泊税(法定外目的税)	
	法定外目的税	※本来特別区税ですが、23区内で は都税として課税されます。	

①わたしたちのくらしと税金

くらしと税金

わたしたちの日々のくらしを見てみると、国や地方自治体が行っているさまざまな公共の仕事と深いかわりの中で営まれていることがわかります。

わたしたちは、こうした公共の仕事のために要する費用を、税金という形で負担しあっています。税金とは、わたしたちの共同社会を維持していくための“会費”であるといえるのではないのでしょうか。

税金は、わたしたちが選んだ代表による国会や議会で定める法律や条例によらなければならないこととされており、税金を納めることはわたしたちの務めであるといえます。

🌀 税金の約束ごと

税に関する法律や条例では、次の5つの大切な要素（約束ごと）が決められています。

課税主体	だれが課税し、徴収するのか……国の税金とするか、地方自治体の税金とするかは、〈公共の仕事〉との関係で重要です。
課税客体	どんな物、どんな行為に対して税金がかかるのか……これによって、いろいろな種類の税金がかかります。
納税義務者	税金を支払う義務は、だれが負うのか。
課税標準	課税客体を金額や量の形で数量化したもの……土地や家屋の価格など。
税率	税額を算出するために課税標準額に乗ずる率……課税標準額 × 税率 = 税額

このほか、いつ、どのようにして納めるか、また、期限までに納められないときはどうするか、というようなことも決められています。

🌀 税金の分け方と種類

★税金の主な分け方

国 税	国に納める税金
地 方 税	地方自治体に納める税金、道府県税（都税）と市町村税（特別区税）に分かれます。
直 接 税	税金を納める義務のある方が、その税金を実質的に負担する方と同一人である税金（所得税、住民税など）
間 接 税	税金を納める義務のある方が、その税金を実質的に負担する方と異なる税金（消費税、酒税、たばこ税など）
普 通 税	一般的な財源にあてられる税金（所得税、住民税など）
目 的 税	特定の目的にのみあてられる税金（事業所税、都市計画税など）

杉並区の財政

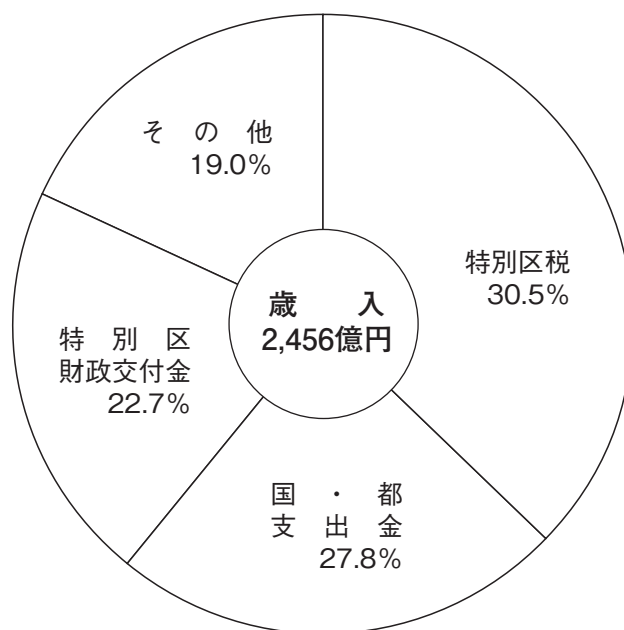
区が仕事を行うためのお金の収支を財政といい、収入を歳入、支出を歳出といいます。

歳入には、わたしたちが区に納める特別区税のほか、都区間・区相互間の財政を調整するための特別区財政交付金、国や都から区を行う仕事に対して支出される国・都支出金、事業収入等の諸収入などがあります。

令和7年度一般会計予算

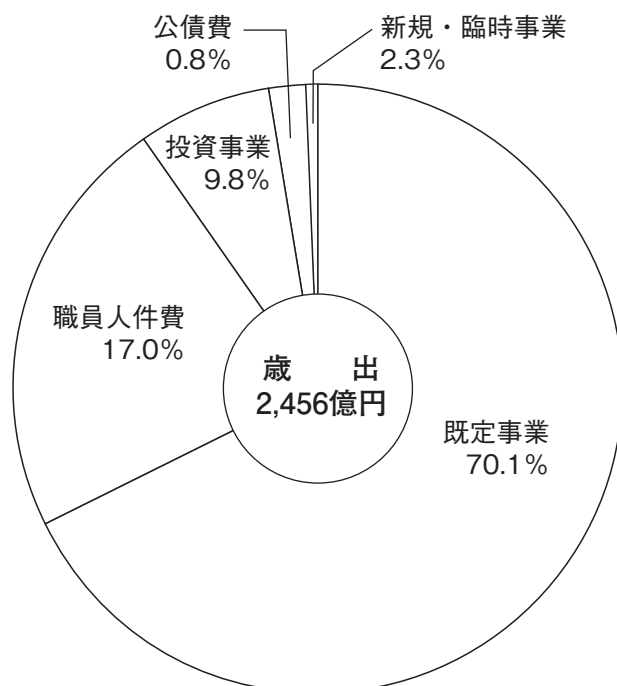
歳入 2,456億円

特別区税		749億円
内 訳	特別区民税	716億円
	特別区たばこ税	31億円
	軽自動車税等	2億円
国・都支出金		683億円
特別区財政交付金		557億円
その他		467億円
合 計		2,456億円



歳出 2,456億円

既定事業	1,723億円
職員人件費	418億円
投資事業	240億円
公債費	19億円
新規・臨時事業	56億円
合 計	2,456億円



※ 億円未満を四捨五入しているため、合計、構成比等が合わない場合があります。

☞ 予算の使われ方〈令和7年度一般会計予算からみる〉

——「みどり豊かな 住まいのみやこ」を実現するために——

予算10,000円はこのように使われます

福祉の充実、健康を
守るために



5,734円

学校教育の充実、
生涯学習のために



1,601円

公園整備、道路管理、
まちづくりのために



768円

広報、区民相談等のために



744円

産業振興、消費生活、
区民施設、地域活動のために



596円

環境保全、清掃、
リサイクルのために



426円

特別区債の償還のために



79円

区議会の運営のために



40円

予備費等のために

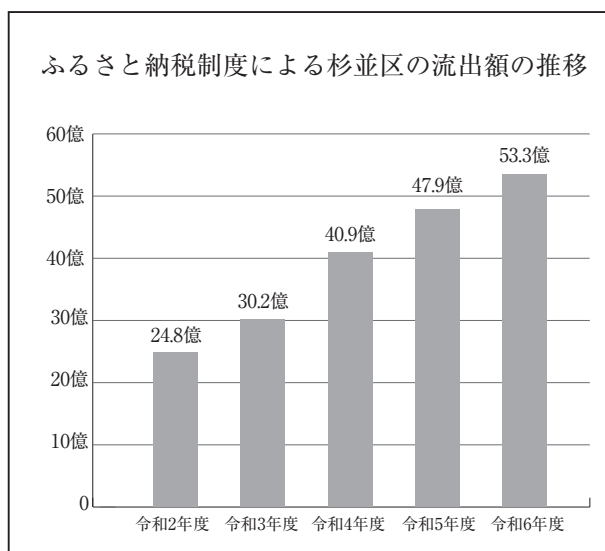


12円

◆「ふるさと納税」の問題点と区の実組

【現状と問題点】

「ふるさと納税」は、ふるさとやお世話になった自治体を「寄附」を通して応援するという趣旨で、平成20年に始まった制度です。寄附金額から2千円を差し引いた金額について所得税及び住民税から控除を受けることができます（詳しくは15ページを参照してください）。この住民税から控除される額は、住民税の流出額であり、近年、杉並区においては表のように年々増加し、令和6年度は53.3億円となっております。



本来、住民税は、そこに住む住民の行政サービスに充てられるべきものであり、こうした状況は、区の行政サービスの低下につながる深刻な問題となっております。

【区の実組】

区では、「健全な寄附文化の醸成」を基本姿勢とし、住民税流出の現状やふるさと納税制度の問題点等について、区公式ホームページやSNS等により区内外へ情報発信を行うとともに、様々な機会を捉えて国に対して制度の見直しを働きかけるなどの取組を行っています。

また、「次世代育成基金」をはじめとする4つの基金や「児童養護施設退所者等への支援」などの具体的な寄附の使い道について拡充を図るとともに、寄附者への返礼品については障害者施設で製作する品物に加え、令和7年10月から、区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充に取り組むこととしています。

② 区税のあらまし

住民税（特別区民税と都民税）

杉並区では、区民のみなさんの日常生活と密接に結びついた多くの行政サービスを提供しています。そのために必要な費用は、できるだけ多くの区民のみなさんに分担してもらうことが望ましいと考えます。

住民税は、このような地方税の性格をもっともよく表している税で、道府県民税（東京都においては、都民税）と市町村民税（東京 23 区においては、特別区民税）とからなります。

住民税には、個人の住民税と法人の住民税があり、①均等の額によって負担する均等割、②その方の所得金額に応じて負担する所得割（法人の場合は法人税割）、③支払を受ける利子等の額に応じて負担する利子割（道府県民税のみ）、④支払を受ける特定配当等の額に応じて負担する配当割（道府県民税のみ）、⑤特定口座（源泉徴収選択口座）内の上場株式等の譲渡所得等の額に応じて負担する株式等譲渡所得割（道府県民税のみ）があります。

個人の都民税（均等割・所得割）の課税と徴収は、納税者の便宜などを図るため、区が、特別区民税とあわせて扱うことになっています。

★杉並区で課税する住民税（ ■ のもの）



☞ 納税義務者

個人住民税（以下「住民税」といいます。）の納税義務者は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納 め る 税 金
区内に住所（住民票）がある方	均等割と所得割の合計額
区内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある方	均 等 割
都内にある金融機関を通じて利子等の支払いを受ける方	利 子 割
都内に住所があり、特定配当等の支払いを受ける方	配 当 割
都内に住所があり、特定口座（源泉徴収選択口座）内で株式譲渡益を受ける方	株式等譲渡所得割

※ 区内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかの確認は、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）の現況によって行います。

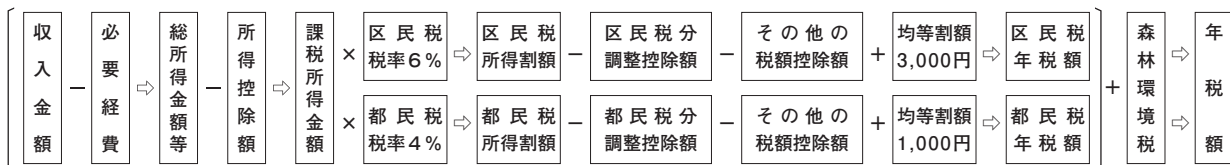
☞ 非課税の範囲

住民税の納税義務者は、広く区内に住所を有する者とされていますが、担税力が無い方や著しく低い方にまで税負担を求めることは好ましいことではないことから人的非課税や非課税限度額の制度を設けています。

非 課 税 区 分	均 等 割	所 得 割
① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方	非課税	非課税
② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円（給与収入金額2,043,999円）以下の方	非課税	非課税
③ 前年の合計所得金額が次の金額以下の方 ア 扶養家族がいない方 45万円 イ 扶養家族がいる方 35万円×世帯人員数+10万円+21万円（扶養家族を有する場合の加算額）	非課税	非課税
④ ③の金額を超え、前年の総所得金額等が次の金額以下の方 ア 扶養家族がいない方 45万円 イ 扶養家族がいる方 35万円×世帯人員数+10万円+32万円（扶養家族を有する場合の加算額）	課 税	非課税

- ※ 非課税の判定は、1月1日の現況によって行います。
- ※ 世帯人員数…本人、同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族を含みます。）の合計数
- ※ 扶養家族…同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族を含みます。）をいいます。
- ※ 合計所得金額、総所得金額等…10ページをご覧ください。
- ※ 総所得金額等が所得割の非課税基準を若干上回る場合、税額を減額する所得割の調整措置があります。

☞ 税額の計算方法



※ 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

※ 課税所得金額の1,000円未満の端数、税額（均等割額+所得割額）の100円未満の端数は切り捨てます。
また、その全額がそれぞれ1,000円未満、100円未満の場合は、その全額を切り捨てます。

☞ 所得金額の算出

所得金額は、それぞれ所得の種類ごとに、収入金額から、その収入金額を得るために要した必要経費等を差し引いて算出します。

これらの所得金額を合計した**合計所得金額**から繰り越すことが認められている損失額を差し引いた金額が**総所得金額等**となります。

なお、住民税は前年中の所得に対して計算されますので、令和7年度分の住民税では、令和6年中の所得が基準となります。

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額（38ページ参照）
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子＝配当所得の金額（39ページ参照）
3	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生ずる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	給料など	収入金額－給与所得控除額－特定支出控除額＝給与所得の金額（11ページ・25ページ参照）
6	退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額（27ページ参照）
7	山林所得	山林を売った場合に生ずる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地	収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額＝譲渡所得の金額（35ページ参照）
		建物	収入金額－（取得費・譲渡費用）＝譲渡所得の金額（39ページ参照）
		株式等	収入金額－（取得費・譲渡費用）＝譲渡所得の金額（39ページ参照）
		その他	収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額＝譲渡所得の金額 ※ 総所得金額に算入する長期譲渡所得の金額は1/2の額になります。
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 ※ 総所得金額に算入する一時所得の金額は1/2の額になります。
10	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②と③の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② 業務に係る雑所得の収入金額－必要経費 ③ ①、②を除く雑所得の収入金額－必要経費

※ 上記のとおり所得の種類は10種類ありますが、所得割額の計算には、異なる種類の所得も合算して計算するもの（総合課税）と、それぞれの所得ごとに個別に計算するもの（分離課税）があります。

※ 所得の種類によっては、所得割の対象となる部分と対象とならない部分のある所得（利子所得など）もあります。なお、国外で支払われた利子所得は、申告が必要です。

● 給与所得

給与収入から給与所得控除額（他の所得の必要経費にかわるもの）を差し引いた金額を給与所得といいます。給与所得は次の表のとおり算出します。

給与収入金額（A）	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	A－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
※1,628,000円～1,799,999円	C×60%＋100,000円
※1,800,000円～3,599,999円	C×70%－80,000円
※3,600,000円～6,599,999円	C×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	A－1,950,000円

※印のついている1,628,000円～6,599,999円の給与収入金額に対する給与所得金額を求める場合は、Cの値を次の計算式で求めてから計算します。

① 給与収入金額（A）÷ 4,000 = B…小数点以下切捨て

② B × 4,000 = C

※特定支出の控除の特例及び所得金額調整控除については25ページをご覧ください。

● 公的年金等の雑所得

厚生年金や国民年金などの公的年金等については、収入金額から公的年金等控除額を差し引いた残額を雑所得とすることになります。

公的年金等の雑所得の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なり、次の表のとおりになっています。

1 年齢65歳未満（昭和35年1月2日以降の出生者）

公的年金等収入金額（A）	雑所得金額にする計算式		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
1,300,001円～4,100,000円	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
4,100,001円～7,700,000円	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
7,700,001円～10,000,000円	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
10,000,001円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

2 年齢65歳以上（昭和35年1月1日以前の出生者）

公的年金等収入金額（A）	雑所得金額にする計算式		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
3,300,001円～4,100,000円	A×75%－275,000円	A×75%－175,000円	A×75%－75,000円
4,100,001円～7,700,000円	A×85%－685,000円	A×85%－585,000円	A×85%－485,000円
7,700,001円～10,000,000円	A×95%－1,455,000円	A×95%－1,355,000円	A×95%－1,255,000円
10,000,001円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

所得控除

所得控除は、納税義務者個々の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、総所得金額等から差し引くものです。

種 類	要 件	控 除 額		
雑 損 控 除	前年中に災害や盗難などにより、資産について損失を受けた場合 $\left(\text{損失の金額} - \frac{\text{保険金などで補てんされる金額}}{\text{A}} = \text{A} \right)$	次の①、②のうちいずれか多い金額 ① A－（総所得金額等×10%） ② Aのうち災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	前年中に ①医療費を支払った場合 ②スイッチOTC医薬品を購入した場合（一定の取組を行った場合に限る） ①又は②のいずれかを選択	①医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額）（控除限度額200万円） ②スイッチOTC医薬品の実質負担額－12,000円（控除限度額88,000円）		
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険等）を支払った場合	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度の掛金等を支払った場合	支払った金額		
生命保険料控除	控除額は、一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ下の表にあてはめて算出した金額の合計です。（限度額70,000円）			
	①平成24年1月1日以後に締結をした保険契約等 （支払った保険料＝A）	支払った保険料	12,000円以下	Aの全額
			12,001円～32,000円	A×1／2 ＋ 6,000円
			32,001円～56,000円	A×1／4 ＋ 14,000円
			56,001円以上	28,000円
	②平成23年12月31日以前に締結をした保険契約等 （支払った保険料＝A）	支払った保険料	15,000円以下	Aの全額
			15,001円～40,000円	A×1／2 ＋ 7,500円
			40,001円～70,000円	A×1／4 ＋ 17,500円
			70,001円以上	35,000円
	①と②の両方を支払った場合		①で求めた金額と②で求めた金額との合計額 （限度額 28,000円）※	
地震保険料控除	①地震保険料控除の対象となる損害保険契約等の保険料のみを支払った場合 （支払った保険料＝A）	支払った保険料	50,000円以下	A×1／2
			50,001円以上	25,000円
	②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険の始期が平成18年12月31日以前）の保険料のみを支払った場合 （支払った保険料＝A）	支払った保険料	5,000円以下	Aの全額
			5,001円～15,000円	A×1／2 ＋ 2,500円
			15,001円以上	10,000円
	①と②の両方を支払った場合		①で求めた金額と②で求めた金額との合計額 （限度額 25,000円）	
	一の契約に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、いずれか一方を選択します。			
障害者控除	本人、その同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満の者を含む）が障害者の場合	1人につき26万円 （特別障害者の場合は30万円） （同居特別障害者の場合は53万円）		

※ ②で求めた金額が 28,000 円を超える場合は、②だけによる控除額とすることができます。

種 類	要 件				控除額	
寡 婦 控 除	夫と離婚の方で、扶養親族を有し、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合又は夫と死別又は夫の生死が不明の方で、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合				26万円	
ひとり親控除	現に婚姻(事実婚を含む)をしていない方又は配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子を有し、本人の前年の合計所得金額が500万円以下の場合				30万円	
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の勤労学生（専修・各種学校は要証明書）				26万円	
配偶者控除 （28～29ページ参照）	配偶者が	年齢70歳未満の場合	本人の前年の合計所得金額	900万円以下	33万円	
				900万円超950万円以下	22万円	
				950万円超1,000万円以下	11万円	
		年齢70歳以上の場合		900万円以下	38万円	
				900万円超950万円以下	26万円	
				950万円超1,000万円以下	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除 （28～29ページ参照）	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合は103万円）を超え、133万円以下（給与収入のみの場合は201万6千円未満）の方 次の場合を除きます。 ・事業専従者の場合 ・他の方の扶養親族の場合 ・一方の配偶者がこの控除を受けている場合 ※控除額は本人の前年の合計所得金額が900万円以下の場合を例示しています。			配偶者の前年の合計所得金額		控除額
				480,001円～1,000,000円		33万円
				1,000,001円～1,050,000円		31万円
				1,050,001円～1,100,000円		26万円
				1,100,001円～1,150,000円		21万円
				1,150,001円～1,200,000円		16万円
				1,200,001円～1,250,000円		11万円
				1,250,001円～1,300,000円		6万円
				1,300,001円～1,330,000円		3万円
				1,330,001円以上		0円
扶 養 控 除	扶養親族が	年齢16歳未満の場合			控除対象外	
		年齢16歳以上19歳未満の場合			33万円	
		年齢19歳以上23歳未満の場合			45万円	
		年齢23歳以上70歳未満の場合			33万円	
		年齢70歳以上（同居の父母等を除く）の場合			38万円	
		年齢70歳以上の同居の父母等の場合			45万円	
基 礎 控 除	合計所得金額 本人の前年の	2,400万円以下			43万円	
		2,400万円超2,450万円以下			29万円	
		2,450万円超2,500万円以下			15万円	

※ 年齢や障害者等の適用については、前年の12月31日の現況によります。

税 率

区 分	特 別 区 民 税	都 民 税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3,000円	1,000円

※1 土地建物等の分離譲渡所得の場合は35・36ページを、株式等の分離譲渡所得の場合は39ページをご覧ください。

※2 特別区民税の均等割は、条例の定めるところにより軽減される場合があります。

東日本大震災を受けた防災施策に要する費用のために平成26年度分から引き上げられていた個人住民税均等割の税率の臨時措置は、令和5年度分までとなります。

なお、令和6年度から森林環境税(国税・年額1,000円)が導入されています。森林環境税については、40ページをご覧ください。

☞ 税額控除

★調整控除（前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合のみ適用）

税源移譲に伴い生ずる所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

合計課税所得金額※ 1	調整控除額
200万円以下の場合	次の(1)又は(2)のいずれか少ない金額の5%（特別区民税3%・都民税2%） (1) 所得税との人的控除額の差額の合計額 ※ 2 (2) 合計課税所得金額
200万円を超える場合	次の(1)から(2)を控除した金額（5万円を下回る場合は、5万円）の5%（特別区民税3%・都民税2%） (1) 所得税との人的控除額の差額の合計額 ※ 2 (2) 合計課税所得金額－200万円

※ 1 「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

※ 2 人的控除額の差額とは、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除（地方税法に定める金額（母5万円、父1万円））・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除（地方税法に定める金額（29ページ参照））・扶養控除・基礎控除（地方税法に定める金額（5万円））の所得税と住民税における控除額の差額のことをいいます。

★配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額を控除します。

区 分		控 除 率								
		利益の配当等			特定株式投資信託以外の証券投資信託			一般外貨建等証券投資信託		
		特別区民税	都民税	所得税	特別区民税	都民税	所得税	特別区民税	都民税	所得税
課税総所得金額等の合計額※	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額	1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
	1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

※ 課税山林所得金額、課税退職所得金額は含みません。

★外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法で、その外国税額を所得割額から控除します。

★住宅借入金等特別控除

平成 27 年から令和 7 年 12 月までに入居し、前年分の所得税において住宅借入金等特別控除（住宅ローン特別控除）を受けていた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合には、所得税から控除しきれなかった金額と所得税の合計課税所得金額※¹の5%のいずれか少ない金額（限度額 97,500 円（特別区民税 58,500 円、都民税 39,000 円））を所得割額から控除します。

この内、令和 3 年 12 月までに入居し※²、かつ、当該住宅の取得等に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合は、所得税から控除しきれなかった金額と所得税の合計課税所得金額※¹の7%のいずれか少ない金額（限度額 136,500 円（特別区民税 81,900 円、都民税 54,600 円））を所得割額から控除します。

※ 1 「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

※ 2 特別特例取得、特例特別特例取得の場合は令和 4 年 12 月までに入居

★寄附金税額控除

前年中に次表の①～⑤の団体に寄附金を支出し、その合計額（総所得金額等の合計額の30％を限度とします。）が2千円を超える場合は、翌年度の住民税の所得割額から税額控除することができます。

寄附先	控除額
①都道府県・区市町村 いわゆる「ふるさと納税」とは、 ①のうち総務大臣が指定した団体に対する寄附金が対象となります。	(1) 基本控除額＝(寄附金合計額－2,000円)×10% (区民税6%・都民税4%) (2) 特例控除額＝(寄附金合計額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率×1.021) (区民税3/5・都民税2/5) (3) 申告特例控除額＝(2)×(所得税の限界税率×1.021) (区民税3/5・都民税2/5) ○ふるさと納税 ・確定申告や住民税の申告を行う場合 (1) 基本控除額＋(2) 特例控除額 ・ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合 (1) 基本控除額＋(2) 特例控除額＋(3) 申告特例控除額 ○ふるさと納税以外 (1) 基本控除額
②東京都共同募金会 日本赤十字社東京都支部	(寄附金合計額－2,000円) ×10% (区民税6%・都民税4%)
③東京都が条例で指定する団体 都内に主たる事務所又は事業所を有する学校法人や社会福祉法人、認定 NPO 法人などに対する寄附金	(寄附金合計額－2,000円) ×4% (都民税4%)
④杉並区が条例で指定する団体 杉並区内の事務所又は事業所で収納された学校法人や社会福祉法人、認定 NPO 法人などに対する寄附金	(寄附金合計額－2,000円) ×6% (区民税6%)

※ 所得税の限界税率とは、寄附された方に適用される所得税の最高税率をいいます。この税率は住民税の課税総所得金額から人的控除差額を控除した金額で計算した課税総所得金額であてはめた所得税率となります。したがって実際の所得税の税率と異なる場合があります。

※ 特例控除額は、所得割額（調整控除額控除後の額）の20%を限度とします。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

所得税の確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても、所得税の控除分を含め住民税から控除される「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

ワンストップ特例制度の適用を受ける場合は、ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出します。

ただし、下記に該当する方は、適用対象となりません。

- ① 5 団体を超える自治体にふるさと納税をした方
- ② 確定申告書を提出する方
- ③ 区民税・都民税申告書を提出する方
- ④ 募金団体を通じて義援金等を寄附した方 など

★定額減税（令和7年度分のみ）

合計所得金額が1,805万円以下かつ控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する納税義務者の所得割を限度として、所得割から1万円が税額控除されます。

●住民税を計算してみましょう

これまでに説明したところにより、住民税の計算を具体例で示すと次のようになります。

◇杉並太郎さんの場合

●家族構成	
夫 杉並太郎 (45歳)	給与所得者
妻 杉並みどり (43歳)	無収入
子 杉並めぐみ (19歳)	無収入
子 杉並ゆたか (16歳)	無収入
●太郎さんの所得等の状況	
給与収入	6,000,000円
社会保険料	420,000円
生命保険料 (平成23年12月31日以前に締結した一般分)	120,000円
地震保険料	60,000円
所得割	●所得金額 (給与収入金額－給与所得控除額)
	6,000,000円 － 1,640,000円 = 4,360,000円 —(A)
	●所得控除額
	社会保険料控除 420,000円
	生命保険料控除 35,000円
	地震保険料控除 25,000円
	配偶者控除 ● 330,000円
	扶養控除 ● 330,000円
	特定扶養控除 (19歳以上23歳未満) ● 450,000円
	基礎控除 ● 430,000円
均等割	計 2,020,000円 —(B)
	●課税所得金額 (A－B)
	4,360,000円 － 2,020,000円 = 2,340,000円 —(C)
	●所得割額 (C×税率)
	特別区民税 (2,340,000円×6%) = 140,400円
	都 民 税 (2,340,000円×4%) = 93,600円 } —(D)
	●調整控除額
	①合計課税所得金額 2,340,000円
	②所得税との人的控除額の差額の合計額 330,000円
	(●の所得税における控除額との差額の合計額 14ページ、23ページ参照)
住民税額	330,000円－(2,340,000円－2,000,000円) = -10,000円
	50,000円を下回るので、調整控除額は50,000円×5% = 2,500円 —(E)
	●税額控除後の所得割額 (D－E)
	特別区民税 140,400円 － 1,500円 = 138,900円
	都 民 税 93,600円 － 1,000円 = 92,600円 } —(F)
	均等割
	特別区民税 3,000円
	都 民 税 1,000円 } —(G)
	(F)＋(G)100円未満の端数切り捨て)
	特別区民税 141,900円
	都 民 税 93,600円

※住民税とともに、森林環境税 (1,000円) が賦課されます。



納税者が死亡した場合の納税義務は？

夫は今年の2月に亡くなりましたが、妻である私に住民税の納税義務はあるのでしょうか？



その年の賦課期日（1月1日）現在、住所を有する方については、住民税の納税義務者になります。亡くなった方については、その方の財産を相続した方が「相続人」として納税義務を負うことになります。

ただし、相続の権利を全て放棄した時は、納税義務を負いません。



杉並区では、どのような寄附金を受け付けていますか？



杉並区では、次の用途を明確にした4つの事業と4つの基金を設置し、皆様の寄附金をそれぞれの分野に活用しています。

基金名等	使 途	担 当 部 署
荻外荘の復原・整備 （荻外荘公園整備）	荻外荘公園の整備（将来の大規模な改修）に活用します。	みどり公園課 計画・事業グループ
被災地支援 活動の応援	日本フィルハーモニー交響楽団が行う「被災地に音楽を」の活動を支援し、音楽で被災地の皆様の心に寄り添っていきます。	文化・交流課 文化振興担当
動物との豊かな共生 社会をめざす寄附金	区立ドッグランの運営や災害時のペットの救護対策等に活用されます。	生活衛生課 管理係
児童養護施設 退所者等への支援	児童養護施設や里親家庭から自立を迎えた方への支援等に活用します。	児童相談所 設置準備課
次世代育成基金	子どもたちの健やかな成長を図るための国内外での交流や体験事業と、その参加支援に活用されます。	児童青少年課 青少年係
社会福祉基金	社会福祉の増進を図るため、社会福祉施設の整備や、社会福祉事業の実施に活用されます。	保健福祉部 管理課 庶務係
NPO支援基金	NPO法人等が行う地域の公益的な活動の支援に活用されます。	地域課 協働推進係
みどりの基金	みどりの保全・創出や区を代表する公園などの整備に活用します。	みどり公園課 計画・事業グループ

また、用途を指定しない寄附もお受けすることができます。

【問合せ先】上記各担当、総務課総務係又は、課税課ふるさと納税担当

☞ 住民税の申告

住民税は、区が税額を計算し、これを納税者のみなさんに通知して納税していただく仕組みになっています。区が適正な課税を行うためには、申告をしていただく必要があります。

★申告が必要な方

◇ 1月1日現在、区内に住所がある方

次の①～④に該当する方を除き、前年（1月～12月）の所得について、申告する必要があります。

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 前年の所得が給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から区に提出されている方
- ③ 前年の所得が公的年金等のみで、公的年金等支払報告書が支払者から区に提出されている方
- ④ 前年の所得が条例で定める金額以下で、均等割が非課税の方
 - ※ 詳しくは9ページをご覧ください。
 - ※ ④に該当する方でも、非課税証明書を必要とする方などは、申告が必要です。

◇ 1月1日現在、区内に事務所・事業所・家屋敷がある方

区内に住所がなくても、均等割が課税されます。該当する方は区に申告する必要があります。

★ご注意ください

- 1 次の①②に該当する方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、一定の場合を除き、住民税の申告が必要となります。
 - ① 給与所得者で、前年の給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の方
 - ② 前年の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方
- 2 前年の所得が給与所得又は公的年金等のみで各種控除（社会保険料・生命保険料・地震保険料・雑損・医療費など）を受けようとする方は、確定申告や住民税の申告をすることで、所得税が還付されたり、住民税が軽減される場合があります。

★**申告場所** 区役所 課税課（区役所東棟2階）

郵送でもご提出いただけます。

★**申告期限** 3月15日（土曜日、日曜日にあたるときは、これらの日の翌日が期限になります。）

※ 代理人（ご家族含む）が申告する場合、委任状が必要になります。委任状の見本は53ページをご覧ください。

住民税のかからない所得があります

住民税の所得割は、所得税と同様に所得を基準として課税するものですが、特定の所得については、公益上又は政策上の理由から、あるいは課税技術上又は担税力が乏しいなどの理由から、課税されません。

非課税所得には、次のようなものがあります。

- 障害年金や遺族が受ける恩給や年金
- 雇用保険の失業給付
- 生活保護のための給付
- 通勤手当のうち一定額
- 相続、贈与などによって取得した資産（相続税や贈与税の対象になります。）

<マイナンバー制度による住民税申告書提出にあたってのお願い>

以下の書類について窓口での提出の場合は原本の提示、郵送での提出の場合は写しの提出が必要です。

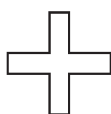
マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、マイナンバーの確認と身元の確認が可能です。

マイナンバーカードをお持ちではない方

マイナンバーの確認

- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるもの)
 - 通知カード ※
- のうちのいずれか1つ
- ※通知カードは、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限りです。



身元の確認

- 運転免許証
 - パスポート
 - 住基カード
 - 在留カード
 - 身体障害者手帳
 - 特別永住者証明書
 - 介護保険証
 - 健康保険証
- などのうち写真付のものはいずれか1つ、
写真付でないものはいずれか2つ

重要

- ☆ 本人以外による提出の場合は、①申告者本人の番号確認書類、②代理人の身元確認書類（公的機関が発行した写真付のもの1点、又は写真付でないもの2点）、③代理権確認書類（委任状、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類）が必要になります。
- ☆ 郵送でのご提出の場合は、「マイナンバーカード（両面）」又は「通知カード（上記 ※）等と身元確認書類」の写しの添付が必要になります。

<日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の手続きについて>

○日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の添付書類

日本国外に居住する親族に係る配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族を含む。）の適用、又は非課税限度額制度の適用を受ける方は、「親族関係書類」と「送金関係書類」（翻訳文も必要。）を申告書の提出の際に添付又は提示する必要があります（給与等の年末調整、公的年金等の受給者の扶養控除申告書によりすでに添付・提示している場合は除く。）。また、令和6年度分以降、年齢30歳以上70歳未満のものであって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者、いずれにも該当しない者は扶養対象親族から除外されます。

○親族関係書類

次の1又は2のいずれかの書類で国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- 1 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）のコピー
- 2 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

（国外居住親族の氏名・生年月日・住所又は居所の記載があるものに限りです。）

※「①留学により非居住者となった者」の扶養の申告をする場合は「留学ビザ等」が必要です。

○送金関係書類

外国送金依頼書の控え又はクレジットカードの利用明細書など（コピー可）

※「居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」の扶養の申告をする場合は、「38万円以上を支払ったことを証する書類等」が必要です。

☞ 納税方法の種類

住民税を納めていただく方法は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

★普通徴収……給与所得者以外の事業所得者などの納税方法

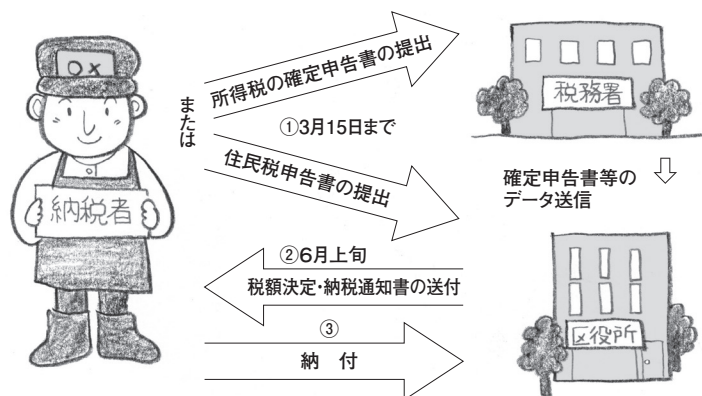
区役所からお送りする税額決定・納税通知書により、税額をお知らせし、個人で納めていただきます。

〈納期限〉6月末日（第1期）

8月末日（第2期）

10月末日（第3期）

1月末日（第4期）



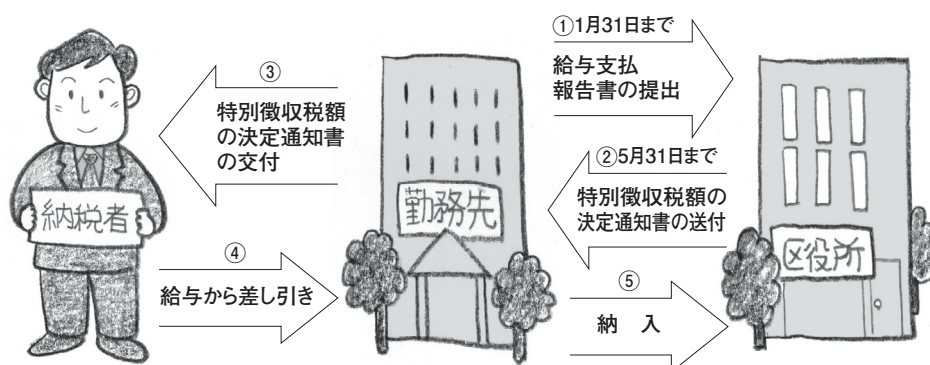
※納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日などにあたるときは、これらの日の翌日が納期限になります。

★特別徴収

◇給与からの特別徴収……給与所得者の納税方法

会社などの給与支払者（特別徴収義務者）を通じて、特別徴収税額の決定通知書により税額をお知らせします。

給与支払者が、区役所からの通知に基づいて、毎月（6月から翌年の5月まで）の給与から税金を差し引き、翌月10日までに納めます。



※ 所得税の源泉徴収義務のある会社などの給与支払者は、全ての従業員（アルバイト・パート・役員等も含む。）について、住民税を原則、特別徴収していただく必要があります。

◇公的年金からの特別徴収……年金受給者の納税方法

区役所からお送りする税額決定・納税通知書により税額をお知らせします。

年金支払者（特別徴収義務者）が、区役所からの通知に基づいて年金支給時（4月から翌年2月まで）に税金を引き落とし、翌月10日までに納めます。

① 対象となる方

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方

② 特別徴収の対象税額

年金から引き落とされる税額は、年金所得に係る住民税のみです。

年金所得以外の所得に係る住民税については、給与からの特別徴収又は普通徴収で納めていただきます。

③ 納税の方法

この制度の対象となる最初の年度は、年金分の税額のうち半分については、6月と8月に普通徴収で納めていただきます。その後、10月に支払いを受ける年金から税金の引き落とし（特別徴収）を開始します。

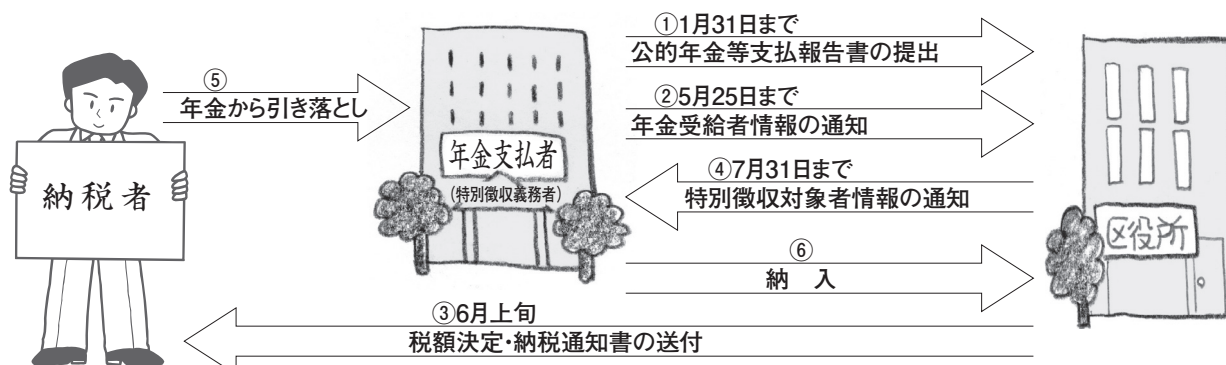
対象となる最初の年度					そ の 翌 年 度					
6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収		特別徴収			特別徴収					
年金に係る税額の半分の2回に分けて納付書(口座振替等※)で納めていただきます。		年金に係る税額の残りの半分の3回に分けて、年金から引き落とします。			前年度の年金に係る税額の半分の3回に分けて年金から引き落とします。			年金に係る税額から4月、6月、8月に差し引いた税額の残額を3回に分けて年金から引き落とします。		

※ 口座振替全期前納の方は、6月に第1期分と第2期分を一括して指定口座から引き落とします。

④ その他

年金から特別徴収開始後、杉並区外への転出※、税額の変更※、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収を中止し、残りの税額があるときは、普通徴収により納めていただくことになります。

※ 公的年金からの特別徴収については、一定の要件の下、継続する場合があります。



《住民税と所得税の違い》

❁ 前年所得課税と現年所得課税

住民税は、退職所得に対する所得割の分離課税[※]を除き、前年の所得に対して課税されますが、所得税はその年の所得に課税されます。したがって、住民税は確定した所得に対して課税することになるため、原則的に所得税のような税金の還付はありません。

※ 退職所得の課税の特例については 27 ページ参照。

❁ 賦課課税と申告納税

住民税は、住民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づき、区が課税する賦課課税になりますが、所得税は、年末調整で確定する場合を除き、納税者が自分で税額を計算して納める申告納税になります。

❁ 均等割の有無

住民税には、均等割がありますが、所得税にはありません。

❁ 所得控除の比較

★所得控除額の同じもの

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除



引越したときの住民税は？

私は杉並区から他の区に引越しましたが、杉並区から住民税の納税通知書が送られてきました。私は納める必要があるのでしょうか？



住民税は、1月1日現在の住所地で課税されますので、1月2日以降に杉並区から他の区市町村に転出された場合でも、通知書の年度分の住民税は全額を杉並区に納めていただくことになります。



会社をやめ、現在無職なのに住民税の通知がきたが？

私は昨年会社をやめ、現在無職で収入がないのに、住民税の納税通知書が送られてきました。私は納める必要があるのでしょうか？



住民税は、1月1日現在の住所地で前年の所得に対して課税されます。したがって、前年に課税される金額の収入があった場合には住民税が課税されますので、納める必要があります。

★所得控除額の違うもの

(住民税は令和7年度分、所得税は令和6年分の控除額)

所得控除	住民税	所得税	所得控除	住民税	所得税
生命保険料控除(限度額)	7万円	12万円	勤労学生控除 ●	26万円	27万円
新生命保険料の場合 ※1			配偶者控除 ● (限度額)		
内訳 一般分	2万8千円	4万円	年齢70歳未満の場合	33万円	38万円
個人年金分	2万8千円	4万円	年齢70歳以上の場合	38万円	48万円
介護医療分	2万8千円	4万円	配偶者特別控除 ● (限度額)	33万円	38万円
旧生命保険料の場合 ※2			扶養控除 ●		
内訳 一般分	3万5千円	5万円	年齢16歳以上19歳未満の場合	33万円	38万円
個人年金分	3万5千円	5万円	年齢19歳以上23歳未満の場合	45万円	63万円
地震保険料控除(限度額)	2万5千円	5万円	年齢23歳以上70歳未満の場合	33万円	38万円
内訳 地震等損害保険料	2万5千円	5万円	年齢70歳以上(同居の父母等を除く)の場合	38万円	48万円
旧長期損害保険料	1万円	1万5千円	年齢70歳以上の同居の父母等の場合	45万円	58万円
障害者控除 ●			基礎控除 ● (限度額)	43万円	48万円
一般の障害者の場合	26万円	27万円			
特別障害者の場合	30万円	40万円			
同居特別障害者の場合	53万円	75万円			
寡婦控除 ●	26万円	27万円			
ひとり親控除 ●	30万円	35万円			

※1 新生命保険料とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等の支払保険料をいう。

※2 旧生命保険料とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等の支払保険料をいう。

※ ●は人的控除(14ページ参照)

❁税率の違い

特別区民税(所得割) 一律6%の比例税率

都民税(所得割) 一律4%の比例税率

所得税 7段階(5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%)の
超過累進税率

※ 超過累進税率とは、課税標準を多数の段階に区分し、上の段階に進むに従って、順次に高率を適用する税率です。

❁税額控除

- 配当控除の控除率が違います(14ページをご覧ください。)
- 住民税には、税額控除としての寄附金税額控除がありますが、所得税では、寄附金の支出先によって所得控除又は税額控除としての寄附金控除があります(住民税の寄附金税額控除については15ページをご覧ください。)
- 住民税には、所得税にはある政党等寄附金特別控除や住宅耐震改修特別控除などありません。

《会社員と税金》

会社員が給与を受けとるときは、通常、所得税と住民税が差し引かれています。

● 所得税

★源泉徴収と年末調整

所得税では、毎月の給料やボーナスなどから、その支給額に応じた税額が源泉徴収されます。

しかし、源泉徴収された所得税の1年間の合計額と、1年間の給与総額に対する所得税とは、次の理由などにより一致しません。

- ① 年の途中で扶養親族の数が変わることがある。
- ② 生命保険料や地震保険料の控除は年末に一度に引くことになっている。

このため、1年間の給与総額が確定する年末に、過不足額の精算が行われます。これを年末調整といいます。

ほとんどの会社員の方は、年末調整によって1年間の所得税を計算し精算するため、確定申告の必要はありません。

★会社員の確定申告

会社員でも次のような方は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

所得税が還付される場合

確定申告をする義務がない方でも、次のような場合は、確定申告をすると所得税が還付されることがあります。

- ① 住宅ローンを利用してマイホームを取得した方
- ② 災害や盗難にあった方
- ③ 医療費控除の適用を受けられる方
- ④ 年の途中で退職し、再就職していない方
- ⑤ 特定の寄附金を支払った方
- ⑥ 会社員で特定支出の控除の特例の適用を受けられる方
- ⑦ 特定の赤字所得がある方
- ⑧ 配当控除を受けられる方
- ⑨ 外国所得税を課税された方

★特定支出の控除の特例

職務に必要な特定支出をした場合（給与等の支払者により補てんされる部分を除きます。）、次表の適用基準金額を超えた金額について、確定申告等を行うことにより控除することができます。

確定申告する際には、原則として特定支出の明細書、給与支払者の証明及び搭乗・乗車・乗船に関する証明書や支出した金額を証する書類を添付しなければなりません。なお、e-Taxを利用して確定申告する場合には、支出の証明書の添付に代えて、記載内容を入力して送信することができます。

給 与 収 入 金 額	特定支出の適用基準金額
一律	給与所得控除額×1/2

【主な特定支出】

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 合理的な通勤費 | ④ 資格取得費 |
| ② 転任に伴う転居費用 | ⑤ 単身赴任者の帰宅旅費 |
| ③ 研修費 | ⑥ 勤務必要経費 |

★所得金額調整控除

次の①もしくは②のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得の金額から差し引きます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合
- (1) 納税義務者が特別障害者に該当する。
 - (2) 23歳未満の扶養親族を有する。
 - (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

所得金額調整控除額={給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円}×10%
(上限15万円)

- ② 給与所得及び公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額={給与所得(上限10万円)
(上限10万円) + 公的年金等の雑所得(上限10万円)}－10万円

● 住民税

★特別徴収

住民税も給与から差し引かれますが、所得税の場合とは仕組みが異なります。

所得税は、毎月の給料の金額に応じて源泉徴収される仕組みになっています。

これに対し、住民税は、前年の1月から12月までの所得に対して税額を計算し、5月にそれぞれの勤務先（特別徴収義務者）へ通知が行われ、その年の6月から翌年5月までの12回で均等に毎月の給料から差し引かれます。これを住民税の特別徴収といいます。

※ 住民税は、所得税と異なり、ボーナスなどの特別な手当からは徴収されません。

★退職した場合の徴収方法

退職により特別徴収できなくなった残りの税額は、次の場合を除き、区役所から納税者宛てにお送りする税額決定・納税通知書で普通徴収の方法により、個人で納めていただきます。

- ① 新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることになった場合
- ② 残りの税額を退職時に一括で徴収された場合



会社をやめ、特別徴収されなくなった住民税は？

私は、今年の10月末日に会社を退職する予定です。10月分までの住民税は、給与から差し引かれると思いますが、退職後、再就職しなかった場合、残った住民税はどうなりますか？



本年度の住民税は、給与所得者の場合、6月から翌年の5月までの12回に分けて、給与から特別徴収されて納めていただくことになっています。退職により給与から徴収できなくなる11月分から翌年5月分までについては、あなたご自身で納税していただきます。区役所から直接あなたに税額決定・納税通知書をお送りしますので、同封の納付書により、銀行等で納めてください。

なお、退職時にあなたの希望により、残りの税額を一括して納めることもできますので、その場合には、会社の給与担当者に申し出てください。

☞ 退職所得の課税の特例

退職所得についての所得税と住民税は、他の所得と切り離し、退職金の支払いの際にそれぞれ差し引かれます。

★退職所得と税額の算出

退職手当等の額から、退職所得控除額を差し引いた残りの2分の1が退職所得の金額になります。

※ 勤続年数が5年以下の法人役員等については、この退職所得の金額を2分の1にする措置がありません。

法人役員等には、国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員が含まれます。

※ 勤続年数が5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1にする措置が適用されません。

◇退職所得控除額

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20 年 以 下 の 場 合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
20年を超える場合	800万円 + 70万円 ×（勤続年数 - 20年）

※ 障害者になったことによって退職した場合には、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

※ 勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。

◇退職所得に対する税額

退職所得に、それぞれ住民税、所得税の税率を適用して税額を算出します。

●住民税

区 分	税 額
特別区民税	課税所得金額×6%(税率)
都 民 税	課税所得金額×4%(税率)

●所得税

課 税 所 得 金 額 ①	税 率 ②	速 算 控 除 額 ③	税 額 ④※ = ① × ② - ③
195万円以下	5%	—	① × 5%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	① × 10% - 97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	① × 20% - 427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	① × 23% - 636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	① × 33% - 1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	① × 40% - 2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円	① × 45% - 4,796,000円

※ ④は算出税額に復興特別所得税（2.1%）が加算されます。（40 ページをご覧ください。）

配偶者控除及び配偶者特別控除

❁ 用語の定義

1 同一生計配偶者

住民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）で、前年の合計所得金額が 48 万円以下である者をいいます。

2 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。

3 源泉控除対象配偶者

居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限る。）と生計を一にする配偶者で、その居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち合計所得金額が 95 万円以下である者をいいます。



★控除額

(単位:円)

				納税義務者の合計所得金額（給与のみの収入）						
				900万以下 （1,095万以下）		900万超～950万以下 （1,095万超～ 1,145万以下）		950万超～1,000万以下 （1,145万超～ 1,195万以下）		1,000万超 （1,195万超）
所得控除 の区分	配偶者の 給与収入	左記に対応 する配偶者 の合計所得 金額	配偶者の 年齢	特別区民 税・都民税	所得税	特別区民 税・都民税	所得税	特別区民 税・都民税	所得税	特別区民税・ 都民税、 所得税
配偶者 控除	103万以下	48万以下	70歳 未満	33万	38万	22万	26万	11万	13万	対象外
			70歳 以上	38万	48万	26万	32万	13万	16万	
配偶者 特別控除	103万超～ 150万以下	48万超～ 95万以下		33万	38万	22万	26万	11万	13万	
	150万超～ 155万以下	95万超～ 100万以下		33万	36万	22万	24万	11万	12万	
	155万超～ 160万以下	100万超～ 105万以下		31万	31万	21万	21万	11万	11万	
	160万超～ 166万8千未満	105万超～ 110万以下		26万	26万	18万	18万	9万	9万	
	166万8千以上～ 175万2千未満	110万超～ 115万以下		21万	21万	14万	14万	7万	7万	
	175万2千以上～ 183万2千未満	115万超～ 120万以下		16万	16万	11万	11万	6万	6万	
	183万2千以上～ 190万4千未満	120万超～ 125万以下		11万	11万	8万	8万	4万	4万	
	190万4千以上～ 197万2千未満	125万超～ 130万以下		6万	6万	4万	4万	2万	2万	
	197万2千以上～ 201万6千未満	130万超～ 133万以下		3万	3万	2万	2万	1万	1万	
	201万6千以上	133万超		対 象 外						

配偶者の前年の合計所得金額が次の表に掲げる場合は、配偶者特別控除の人的控除の差額は、実際の差額にかかわらず、次の表に掲げる額を適用します。

【調整控除における人的控除差額】

◎配偶者特別控除

納税義務者の前年の合計所得金額	所得税と住民税の控除額の差額	
	配偶者の前年の合計所得金額 48万円超 50万円未満	配偶者の前年の合計所得金額 50万円以上 55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超 950万円以下	4万円	2万円
950万円超 1,000万円以下	2万円	1万円

《高齢者と税金》

———— 高齢者本人が受けられる控除 ————

❁ 公的年金等控除

公的年金や恩給については、これらの収入金額から、公的年金等控除額が差し引かれます（詳しくは 11 ページをご覧ください。）。

———— 高齢者を扶養している方が受けられる控除 ————

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、前年の 12 月 31 日現在で年齢が 70 歳以上の場合は、通常より多い控除額が差し引かれます。

❁ 配偶者控除

控除額は 29 ページをご覧ください。

❁ 扶養控除

住民税では一般の扶養控除の 33 万円に代えて 38 万円、所得税では 38 万円に代えて 48 万円が差し引かれます。

また、70 歳以上の父母や祖父母と同居している場合の扶養控除は、更に住民税で 7 万円を加算した 45 万円、所得税で 10 万円を加算した 58 万円が差し引かれます。



年金受給者の住民税は？

私は、年齢が 67 歳、単身の年金受給者です。年金額がいくらまでなら住民税は非課税になりますか？



前年の合計所得金額が 45 万円（年金収入金額で 155 万円）以下の方が非課税となります（9 ページをご覧ください。）。

※ 公的年金からの特別徴収制度については、21 ページをご覧ください。

〈おむつにかかる費用〉

介護保険の認定を受けている方は、医師の証明書の代わりに区が発行する確認書で医療費控除が受けられる場合があります。

【対象】寝たきり状態で失禁への対応としてカテーテルを使用していること又は尿失禁があることが介護認定資料（※主治医意見書）で確認できる方。ただし、おむつにかかる費用について医療費控除を受けるのが1年目である方については、介護保険の認定期間が6か月以上であること。

※ 介護保険法第27条第3項の規定に基づく意見書

〈障害者控除〉

障害者手帳などをお持ちでなくても、次の①～③全てに該当する方は、区が交付する「障害者控除対象者認定書」で、所得税及び住民税の障害者控除を受けられる場合があります。

- ① 区内に住所がある65歳以上の方
- ② 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
- ③ 区の障害者控除対象者認定基準（下表）に該当する方

認 定 区 分		認 定 基 準
特別障害者に準ずる者	(1) 身体障害者 (1級、2級) に準ずる者	要介護3以上に認定されており、かつ、※介護保険の認定調査票に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB以上の者
	(2) 知的障害者 (重 度) に準ずる者	要介護3以上に認定されており、かつ、介護保険の認定調査票に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ以上の者
障害者に準ずる者	(1) 身体障害者 (3級～6級) に準ずる者	要支援・要介護に認定されており、かつ、介護保険の認定調査票に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がA以上の者 *ただし、特別障害者に準ずる者を除く。
	(2) 知的障害者 (軽度・中度) に準ずる者	要支援・要介護に認定されており、かつ、介護保険の認定調査票に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者 *ただし、特別障害者に準ずる者を除く。

※ 介護保険法第27条第2項の規定に基づく調査票

【問合せ先】 介護保険課認定係

《医療費と税金》

病気やけがなどで医療費を支払ったときなどは、以下の計算方法で算出された医療費控除が受けられます。

❁ 医療費控除を受けるためには

医療費控除を受けるためには、確定申告又は住民税の申告が必要です。その際には、医療費控除の明細書を添付しなければなりません。

※ 確定申告をすると、所得税と住民税の両方で控除されます。

❁ 医療費控除額の計算方法

その年中に支払った医療費	－	保険金などで補てんされる金額	－	10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない額	=	医療費控除額 (限度額200万円)
--------------	---	----------------	---	-------------------------	---	----------------------

❁ 医療費とは

医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。

- ① 医師や歯科医師に支払った診療代、治療代
- ② 治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③ 病院や診療所に支払った入院費、入所費
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費
- ⑤ 保健師、看護師、准看護師などによる療養上の世話を受けるために支払った費用
- ⑥ 助産師に対して支払った分べんの介助料
- ⑦ 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療用器具の購入代や賃貸料の費用で通常必要なもの
- ⑧ 医師から「おむつ使用証明書」が発行された場合の、そのおむつに係る費用
- ⑨ 介護福祉士等による喀痰吸引等に係る費用

【ご注意ください】 次のような費用は、医療費控除の対象になりません。

- ① 医師や看護師への謝礼
- ② 美容整形や健康診断の費用
- ③ 健康増進や疾病予防などのための医薬品の購入費
- ④ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ⑤ 近視、遠視、乱視などの矯正用メガネ、コンタクトレンズの購入代金
- ⑥ マッサージ、指圧、はり、きゅうなどの資格のない施術師によるカイロプラクティックの治療代
- ⑦ 自己都合により個室を使用した場合の差額ベッド代

●介護保険サービス利用料に関する税金の控除

介護保険サービスを利用したときの自己負担額は、サービスの種類などにより、一部または全部が医療費控除の対象になる場合があります。

★医療費控除の対象（非対象）になる介護保険サービス

サ ー ビ ス 名		控除の対象になる額
居 宅 サ ー ビ ス	① 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。) 看護小規模多機能型居宅介護(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。))に限る。)	サービス利用の際の自己負担額 (医療型ショートステイは滞在費・食費にかかる自己負担額も控除の対象となります。) ※ 保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)も控除の対象となります。
	② 訪問介護(生活援助中心型の場合を除く。) 介護予防訪問介護(平成30年3月末まで) 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 通所介護(デイサービス) 介護予防通所介護(平成30年3月末まで) 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。) 看護小規模多機能型居宅介護(上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。))に限る。 介護予防・生活支援サービス事業の介護予防訪問事業(生活援助中心型の場合を除く。) 介護予防・生活支援サービス事業の介護予防通所事業	介護保険給付の対象となるものにかかる自己負担額 (居宅サービス計画または介護予防サービス計画(ケアプラン)に位置づけられ、①のサービスと併せて利用した場合のみ) ※ 保険給付の支給限度額超過分(全額自己負担となった部分)は控除の対象となりません。 ※ 滞在費・食費は控除の対象となりません。
	③ 訪問介護(生活援助中心型の場合) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 住宅改修・介護予防住宅改修 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分) 介護予防・生活支援サービス事業の介護予防訪問事業(生活援助中心型の場合)、自立支援訪問事業、訪問型短期集中プログラム 介護予防・生活支援サービス事業の自立支援通所事業、通所型短期集中プログラム	控除の対象となりません。
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	サービス利用の際の自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設(療養型病床群等) 介護医療院	サービス利用の際の自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額 ※ 個室等の特別室の使用料(診療や治療を受けるためにやむを得ず支払ったものに限る)は控除の対象になります。

※ 高額介護サービス費として給付を受けた場合は、その金額を差し引いた上で、医療費控除の金額を計算することとなります。(介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設については、高額介護サービス費の2分の1の金額を差し引いた上で計算)

※ ①のサービスで「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護」のサービス利用のため、介護老人保健施設等へ通う際の交通費については、通常必要なものになり、医療費控除の対象となります。

【問合せ先】 介護保険課給付係

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

セルフメディケーション

税 控除対象

平成30年度から適用

平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日に、従来からある医療費控除との選択制※ 1 で、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進や疾病の予防への取組として一定の取組※ 2 を行う個人が、本人と、本人と生計を一にする親族が購入したスイッチ OTC 医薬品※ 3 の購入合計額が 1 万 2,000 円を超える場合、その超過した金額分を、総所得金額等から控除します。ただし、控除できるのは 8 万 8,000 円までです。

※ 1 本特例の適用を受ける場合には、従来からある医療費控除の適用を受けることはできません。

※ 2 一定の取組とは、次の検診等又は予防接種（いずれも医師の関与があるものに限る。）を受けていることを言います。令和 4 年度から申告書の提出の際の領収書又は結果通知書等の提出又は提示は不要となりました。

- 1 インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）
- 2 がん検診
- 3 定期健康診断（事業主健診）
- 4 特定健康診査
- 5 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）

※ 3 スイッチ OTC 医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（一定のものを除く。）を言います。対象製品には、本税制対象品目であることを表示する共通識別マークが付されています。また、レシートにも、対象製品であることを示すマーク等が付されています（一部マーク等未設定のものもあります。）。

	セルフメディケーション税制	医療費控除
対 象	スイッチ OTC 医薬品	治療又は療養に必要な医薬品・製品、治療費など
対 象 金 額	（スイッチ OTC 医薬品の購入金額 － 保険金等の額）－ 12,000 円	支払った医療費の合計額－ 保険金等の額－ 10 万円（もしくは総所得金額等の 5%のいずれか少ない金額）
上 限 額	8 万 8,000 円	200 万円
一 定 の 取 組	必要	特になし

※検診等又は予防接種に要した費用は、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。

制度の詳細及び対象医薬品については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>）

《土地建物等の譲渡と税金》

土地建物等を売ったときの譲渡所得に対する所得税と住民税は、他の所得と分離して計算します。さらに、譲渡した土地建物等をいつから持っていたかによって、長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分した上で、それぞれ別々の方法で税額を計算します。

★長期譲渡所得

譲渡のあった年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地建物等を売った場合です。

★短期譲渡所得

譲渡のあった年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地建物等を売った場合です。

👉 譲渡所得の計算方法

$$\text{譲渡収入金額} - \text{必要経費} \left\{ \begin{array}{l} \text{①取得費} \\ \text{②譲渡費用} \end{array} \right\} - \text{③特別控除額} = \text{譲渡所得金額}$$

①取得費

売った土地建物等を買入れたときの購入代金や購入手数料などです。実際の取得費が分からないときは、譲渡収入金額の5%を取得費とします。

②譲渡費用

土地建物等を売るために直接支出した費用で次のようなものが該当します。

(ア) 仲介手数料 (イ) 測量費 (ウ) 立退料
(エ) 建物の取壊し費用など

③特別控除額

自分の住んでいる土地建物等を売ったとき・・・ 3,000 万円
収用によるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000 万円
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100 万円～ 2,000 万円

$$\text{譲渡所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税譲渡所得金額}$$

☞ 税額の計算方法

譲渡した土地建物等の区分に応じ、次のとおり課税されます。

所 得				特別区民税	都民税	所得税
長期譲渡所得	一般の土地建物等の場合	一般課税長期譲渡所得金額		3%	2%	15%
	優良住宅地等の場合	特定課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%	1.6%	10%
			2,000万円を超えるとき	3%-12万円	2%-8万円	15%-100万円
短期譲渡所得	一般の土地建物等の場合	一般課税短期譲渡所得金額		5.4%	3.6%	30%
	国や地方公共団体等に譲渡した場合	軽減課税短期譲渡所得金額		3%	2%	15%

☞ マイホームを売ったときの特例

自分が住んでいる家とその敷地（居住用財産）を売ったり、買い換えたときには、次のような特例制度があります。

★居住用財産の特別控除の特例

所有期間の長期、短期を問わず、譲渡所得から 3,000 万円が控除されます。

この特例は、居住用財産の軽減税率の特例と併用できますが、特定の居住用財産の買換え（交換）の特例とは選択となりますので、併用はできません。

★居住用財産の軽減税率の特例

譲渡した年の 1 月 1 日現在で所有期間が 10 年を超える居住用の家屋とその敷地を譲渡した場合、その課税長期譲渡所得金額については、他の土地建物等の譲渡所得と分離して、次の税率により課税されます。

所 得		特別区民税	都民税	所得税
課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%	1.6%	10%
	6,000万円を超えるとき	3%-36万円	2%-24万円	15%-300万円

● 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

平成11年1月1日から令和7年12月31日までの間に、所有期間が5年（譲渡した年の1月1日現在）を超える居住用の家屋又は土地等を譲渡し、その譲渡の日の翌年12月31日までの間に、新たな買換資産（一定の住宅借入金等の金額を有する場合等に限ります。）を取得し、居住した場合、その譲渡損失の一定金額について、譲渡をした年において、土地建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算が認められます。通算後譲渡損失の金額があるときは、一定の条件のもとで、その譲渡損失の金額について、その年の翌々年度以後3年度分（合計所得金額が3,000万円以下である年度分に限ります。）の総所得金額等の計算上一定の方法により繰越控除が認められます。

● 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に、所有期間が5年（譲渡した年の1月1日現在）を超える居住用の家屋又は土地等を譲渡した場合（一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限ります。）、その譲渡損失の一定金額について、譲渡をした年において、土地建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算が認められます。通算後譲渡損失の金額があるときは、一定の条件のもとで、その譲渡損失の金額について、その年の翌々年度以後3年度分（合計所得金額が3,000万円以下である年度分に限ります。）の総所得金額等の計算上一定の方法により繰越控除が認められます。

● 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人が居住していた一定の家屋又は家屋を除却した後の土地を相続人が譲渡した場合には、当該家屋等に係る譲渡所得から3,000万円を控除できる制度があります（平成28年4月1日から令和9年12月31日までに行われる譲渡が対象）。

なお、令和6年以降、相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合は、特別控除額が2,000万円となります。

《貯蓄と税金》

👉 利子等と税金

利子等については、収入金額がそのまま利子所得となりますが、利子所得については、支払いの際に、次のとおり国税と地方税を合わせて20%が徴収されます。

区 分	税 目	税 率	徴収方法
国 税	所 得 税	15%	源泉徴収
地 方 税	都 民 税 (利 子 割)	5 %	特別徴収

なお、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、20%が源泉徴収等され申告分離課税の対象とされますが、申告しないことも選択できます。

★利子の非課税制度

次に掲げる方の受け取る預貯金等の利子は、上記の例外として非課税となっています。

対 象	種 類	非課税限度額	内 容
障 害 者 等	マ ル 優	350万円	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券
	特 別 マ ル 優	350万円	国債、地方債
	郵 便 貯 金	——	日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金の利子に対する非課税制度（郵貯マル優）が廃止されました。ただし、民営化前にお預けいただいた非課税の定期性郵便貯金については、特段の手続きをすることなく、これまでどおり満期を迎えるまで非課税扱いが継続されます（通常郵便貯金及び通常貯蓄預金は、平成 19 年 9 月 30 日をもって非課税扱いを終了し、民営化後に生じる利子は課税されます。）。なお、民営化後は、少額預金の利子に対する非課税制度（マル優）として、他の金融機関と共通の非課税枠（350 万円）が利用できます。
勤 労 者	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて 550万円	勤労者の給与等から差し引く預貯金等
納税準備預金 の 利 用 者	納税準備預金	——	税金の納付目的以外の払出しは課税の対象となります。

★障害者等に対する非課税

マル優、特別マル優、郵便貯金の利子非課税制度を利用できる方は、下記の方など特定の方に限られています。

- ① 遺族年金を受けることができる方や寡婦年金を受けることができる方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方 など

☞ 配当等と税金

区 分	所 得 税	住 民 税
上場株式等の配当等 ※1 ※2 ※3	源泉徴収（税率 15%） 源泉徴収で済ませるか、確定申告をして総合課税か申告分離課税を選択することができます。 申告分離課税を選択したもののについては、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます。	特別徴収（税率 5%） 特別徴収で済ませるか、申告をして総合課税か申告分離課税を選択することができます。 申告をした場合には、配当控除、配当割額の控除の適用があります。 申告分離課税を選択したもののについては、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができます。
非課税口座内の少額上場株式等の配当（NISA 等）	非 課 税	非 課 税
上場株式等以外の配当等（少額 ※4）	源泉徴収（税率 20%） 源泉徴収で済ませるか、確定申告をするか、選択することができます。確定申告をした場合には、総合課税されます。	特別徴収されません 申告が必要で、総合課税されます。
上場株式等以外の配当等（少額以外）	源泉徴収（税率 20%） 確定申告が必要で、総合課税されます。	特別徴収されません 申告が必要で、総合課税されます。

- ※1 上場株式等の配当等…発行済株式の総数等の3%以上を保有する株主が受ける配当金等を除きます。
- ※2 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等については、配当控除の適用はありません。
- ※3 源泉徴収を選択した特定口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告をせずに同一口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算をすることができます。
- ※4 少額…1 銘柄について1 回に支払いを受けるべき金額が次により計算した金額以下であるものをいいます。

$$10 \text{ 万円} \times \text{配当計算期間の月数（最高 12 か月）} \div 12$$

☞ 株式譲渡益と税金

区 分	所 得 税	住 民 税
上場株式等で源泉徴収を選択した特定口座の場合	源泉徴収（税率 15%） 源泉徴収で済ませるか、確定申告をするか、選択することができます。確定申告をした場合には、分離課税されます。	特別徴収（税率 5%） 特別徴収で済ませるか、申告をするか、選択することができます。申告をした場合には、株式等譲渡所得割額が控除されます。
非課税口座内の少額上場株式等の譲渡（NISA 等）	非 課 税	非 課 税
上場株式等で源泉徴収をしない特定口座または一般の口座の場合	税率 15% 確定申告が必要で、分離課税されます。	税率 5% 申告が必要で、分離課税されます。
上場株式等以外の株式等の場合	税率 15% 確定申告が必要で、分離課税されます。	税率 5% 申告が必要で、分離課税されます。

- ※ 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択は、令和5年度分までの制度となります。令和6年度以降、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式は、所得税と一致することとなります。確定申告で申告した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、住民税の計算時に合計所得金額や総所得金額等へ算入されることとなります。扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の算定等の基準となる所得金額に含まれますのでご注意ください。

《森林環境税と森林環境譲与税》

令和6年度から導入されている森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、個人住民税均等割の枠組みを用いて、年額1,000円を区市町村が賦課徴収します。

税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与され、区市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるとされています。

《復興特別所得税》

所得税については、平成25年から令和19年までの各年分について、復興特別所得税が加算されます。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充ててを目的として、鉱泉浴場の入湯客に課す税金です。杉並区では、観光の振興に要する費用に充てることとしています。

● 納税義務者

鉱泉浴場の入湯客です。

● 税額

1人1日につき150円です。

12歳未満の者、共同浴場・一般公衆浴場又は専ら日帰り客の利用に供される施設に1,200円以下で入湯する者には課されません。

● 納税の方法と時期

特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、翌月の末日までに1か月分をまとめて区に申告、納入することになっています。

特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」といいます。）が区内の小売販売業者に売り渡したたばこの本数に基づき課す税金です。

たばこの販売価格には、特別区たばこ税のほかに、国たばこ税、たばこ特別税及び都たばこ税等が含まれており、卸売販売業者等がそれらを納税しています。



● 納税義務者

納税義務者は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者又は卸売販売業者等です。ただし、たばこの小売定価には、すでにたばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこの消費者自身です。

**たばこの買い求めは、
ぜひ杉並区内で！**

※ 区内でたばこを買っていただくと、区の税収となり、みなさまの暮らしに役立てられています。

● 税額の算出方法

区内の小売販売業者に売り渡した数量×税率

税率は令和3年10月1日から、たばこ1,000本につき6,552円となっています。

● 納税の方法と時期

卸売販売業者等が1か月分の製造たばこの売渡し本数を基に税額を計算し、翌月の末日までに区に申告、納付することになっています。

● 軽量の葉巻たばこの換算方法

令和2年度税制改正により、令和3年10月1日から軽量の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本として換算することになっています。

※ 軽量の葉巻たばことは、1本当たりの重量が1グラム未満のものをいいます。

● 加熱式たばこの課税区分の新設について

「加熱式たばこ」については、これまでたばこ税法上「パイプたばこ」に区分されていましたが、平成30年度の税制改正により、「加熱式たばこ」の区分が新たに設けられました。

「加熱式たばこ」とは、たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含みます。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこを言います。

軽自動車税（種別割・環境性能割）

● 種別割

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（これらを「軽自動車等」と総称します。）を所有している個人及び法人に課す税金です。

★ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、区内に定置場がある軽自動車等を所有する個人及び法人です。

ただし、割賦販売により所有権が留保されている場合は、使用者が所有しているものとみなして、使用者に課税します。

★ 税額

● 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車の税額

車の種類	内 容	税 額
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（定格出力 0.6kw 以下、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下、最高速度 20km/h 以下のもの）	2,000 円
	総排気量 50cc 以下（屋根付三輪を含む。）又は定格出力 0.6kw 以下のもの	2,000 円
	総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kw 以下のもの	2,000 円
	総排気量 50cc を超え 90cc 以下又は定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	2,000 円
	総排気量 90cc を超え 125cc 以下又は定格出力 0.8kw を超え 1.0kw 以下のもの	2,400 円
	ミニカー（三輪以上で総排気量 20cc を超え 50cc 以下又は定格出力 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもの）	3,700 円
二輪の軽自動車	総排気量 125cc を超え 250cc 以下のもの（側車付を含む。）	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc を超えるもの	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの（コンバインや田植機などで乗用装置のあるもの）	2,400 円
	その他のもの（フォーク・リフト、ショベル・ローダなど）	5,900 円

● 三輪以上の軽自動車の税額

車の種類	内 容			初度検査年月が平成27年3月までの車両の税額	初度検査年月が平成27年4月以降の車両の税額	初度検査年月の年度から13年を経過した車両の税額（電気軽自動車等を除く。）※2
軽自動車※1 二輪を除き 総排気量 660cc以下	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※1 雪上を走行するもの、米軍の構成員等が所有するものの税額については、課税課にお問合せください。

※2 グリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策）を進める観点から、初めて新規検査を受けた月（初度検査年月）の年度から13年を経過した軽四輪車等について、概ね20%税率が上乘せされる「経年車重課」が平成28年度から導入されています。

● 環境負荷の小さい軽自動車に対する税額【グリーン化特例（軽課）】

環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進する目的で、燃費性能に応じて税率を軽減する「グリーン化特例（軽課）」が導入されています。グリーン化特例（軽課）は、初度検査年月の年度の翌年度のみ適用となり、令和7年度は、初度検査年月が令和6年4月から令和7年3月までで、以下の表のいずれかにあてはまる車両が対象となります。

対 象 車			軽減税率	税 額
電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス規制10%低減達成車）			概ね75%軽減	下表①へ
ガソリン車・ ハイブリッド車 ※1	乗用営業用	令和12年度燃費基準90%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車 ※2	概ね50%軽減	下表②へ
		令和12年度燃費基準70%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね25%軽減	下表③へ

車種区分			税 額		
			①（概ね75%軽減）	②（概ね50%軽減）	③（概ね25%軽減）
三輪			1,000 円	2,000 円 ※3	3,000 円 ※3
四輪以上	乗 用	自家用	2,700 円		
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	1,300 円		
		営業用	1,000 円		

※1 ガソリン車・ハイブリッド車はいずれも「平成30年排出ガス規制50%低減達成車」又は「平成17年排出ガス規制75%低減達成車」に限ります。

※2 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※3 乗用かつ営業用に限ります。

★ 申告（届出）

- ・ 軽自動車等を取得した場合、転入や区内での住所変更をした場合
→ 事実が発生した日から 15 日以内
- ・ 廃車、譲渡あるいは売却した場合や区外に転出した場合
→ 事実が発生した日から 30 日以内

正当な理由がなく、上記の期間までに申告をしなかった場合は、過料が科されます。

● 原動機付自転車、小型特殊自動車の申告

申告の際、窓口に来庁された方の本人確認を行います。申告に必要なものとあわせて、来庁された方の住所・氏名が確認できる運転免許証やマイナンバーカードなどをお持ちください。

受付場所	申告の区分		申 告 に 必 要 な も の					
			標識交付 証 明 書	標 識 (ナンバープレート)	販 売 証明書	廃車申告 受 付 書	譲 渡 証明書	住所の確認が できるもの(注1)
課税課 税務管理係 (区役所2階) 区民事務所 区民課区民係 (土曜開庁日のみ) (区役所1階) (注2)	登 録	区 内 転 入				●		●
		新 規 購 入			●			●
	譲 渡	区外の方から				●	●	●
		区内の方から				●	③	④
	廃 車	廃車処分など	●	●				
		区 外 転 出	●	●				
		譲 渡	●	●				
		区内の方へ	①	②				

※前所有者の方が未廃車の車両を譲渡する場合、廃車と登録の2つの申告が必要です。

※区内の方同士の間で譲渡する場合、①から④まであれば、申告（廃車と登録）が同時にできます。

※廃車の申告の際に紛失等により標識（ナンバープレート）の返納ができないときは、弁償金（200 円）を納めていただきます。

※インターネットオークション等で購入した場合でも、上記の新規購入又は譲渡の場合と同様の書類が必要です。

(注 1) 新規登録で、杉並区に住居登録がない方は、「居住地確認書類」（公共料金の請求書・領収書、消印のある郵便物（いずれも 3 か月以内のもの）、住居の賃貸借契約書等）及び「住民登録地確認書類」（住民票、運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

(注 2) 特定小型原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車は課税課税務管理係のみ受け付けています。

● 二輪の小型自動車、軽自動車の申告

車 種	手 続 場 所
二輪の小型自動車・軽自動車	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所 〒179-0081 練馬区北町2-8-6 ☎ 050(5540)2032
三輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 〒175-0081 板橋区新河岸1-12-24 ☎ 050(3816)3101

★ 種別割の仕組み

軽自動車税（種別割）は、自動車税（種別割）〔都税〕と税額や仕組みが異なり、月割課税制度はありません。

軽自動車税（種別割）は毎年度、4月1日現在の所有者に課税され、4月2日以降に所有された方への月割課税はありません。また、4月2日以降に廃車の届出をされても、納めた税金が月割りで還付されることはありません。

★障害者手帳等をお持ちの方の減免

次の①～③のいずれかに該当する場合は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。減免の申請は、納期限までに減免申請書を提出してください。

- ① 障害者手帳等（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方又はその方と生計を同じくする方が所有する軽自動車等で、障害者本人又は障害者本人と生計を同じくする方が運転する場合
- ② 障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車等で、その世帯の方が常時介護する方が運転する場合
- ③ 軽自動車等の車両の構造が障害者用である場合

※ ①・②の減免が受けられる自動車は、個人名義の自家用車に限ります。

※ ①・②の減免は、普通自動車と軽自動車等を含め障害者の方一人につき1台に限ります。

※ 申請方法や減免に該当する障害区分などの詳細については、課税課へお問合せください。

⊗ 環境性能割

消費税率が10%に引き上げられた際に、自動車取得税〔都税〕は廃止され、3輪以上の軽自動車取得時に適用する「軽自動車税（環境性能割）」が創設されました。区税ですが、当分の間は東京都が賦課徴収を行います。

<概要>

課 税 標 準：軽自動車の通常の取得価額(50万円以下の場合は課税されません。)

税 率：非課税～2%

賦 課 徴 収：都道府県

問 合 せ 先：練馬自動車税事務所（☎03-3932-7321）

納付方法（住民税等・軽自動車税（種別割））

区民のみなさんに納めていただく区税は、区政にとって貴重な財源です。定められた納期限までに以下のいずれかの方法で納付をお願いします。

なお、窓口での納付以外は領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは区公式ホームページをご参照ください。

❶ 窓口での納付

- ① 杉並区役所、区民事務所
- ② 銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、郵便局など（杉並区指定金融機関・特別区公金収納取扱店）
- ③ コンビニエンスストア（給与特別徴収の方は除く。）

○セブン-イレブン ○デイリーヤマザキ ○ニューヤマザキデイリーストア
○ファミリーマート ○ポプラグループ ○ミニストップ
○ローソン ○MMK 設置店：New Days（一部の店舗を除く）等

※ コンビニエンスストアでは、バーコードが印字されていない納付書、1枚の金額が30万円を超える納付書は利用できません。

❷ スマートフォン決済アプリによる納付

スマートフォン決済アプリのサービスを利用して、納付書のバーコード情報を読み取ることにより納付することができます。

○ auPAY ○ d 払い ○ FamiPay ○ J-Coin
○ PayPay ○ 楽天ペイ

※ 30万円（FamiPayは10万円）を超える納付書は利用できません。

❸ モバイルレジによる納付

スマートフォン決済アプリの「モバイルレジ」を利用して、納付書のバーコード情報を読み取ることにより、銀行口座払いまたはクレジットカードで納付ができます。

※ 「モバイルレジ」は（株）NTTデータが提供しているサービスです。

❹ Pay-easy（ペイジー）による納付

「Pay-easy（ペイジー）」とは、パソコン、スマートフォン等から納付番号等を専用サイトで入力することで、インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用して納付することができるサービスです。また、金融機関のATMから納付番号等を入力することで、現金又はキャッシュカードにより納付することもできます。

● クレジットカードによる納付

パソコンやスマートフォン等から区のホームページ上にある納付専用サイトへアクセスする「ネット de モバイルレジ」や、「地方税お支払サイト」、またはスマートフォン決済アプリ「モバイルレジ」を使って、クレジットカードによる納付ができます。

- ※ 窓口での納付では、クレジットカードを利用した納付はできません。
- ※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。
- ※ 地方税お支払いサイトによる納付は、軽自動車税（種別割）のみ利用できます。

● 口座振替による納付（住民税等の普通徴収分のみ）

住民税等の普通徴収分は、銀行などの口座振替により納めることができます。

口座振替は、申込用紙、キャッシュカードによる申し込みのほか、パソコン、スマートフォンなどからインターネットで申し込み手続きができます。

詳しくは、杉並区ホームページの住民税の口座振替の申し込み方法をご覧ください。



Web口座振替

★口座振替（申込書）の申し込み方法

申 込 用 紙 の 置 いて 有 る 場 所	区内の各金融機関（郵便局を含む。）、 杉並区役所納税課（中棟2階）、区民課（中棟1階）、区民事務所
申 込 み の 手 続 き	申込用紙に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印して、 杉並区役所納税課宛に郵送でお申し込みください。
振 替 日	各納期の納期限の日（1年分を前納される方は、第1期の納期限の日） ※振替結果は、預金通帳への記帳などにより、ご自身でご確認ください。

● 地方税お支払サイトによる納付（軽自動車税（種別割）のみ）

地方税共通納税システム（eLTAX）を利用した納付方法です。パソコン・スマートフォン等から「地方税お支払サイト」にアクセスして、納付書表面に印刷された「eL-QR」（2次元コード）を読み取ることで、各種スマートフォン決済アプリ又はクレジットカード又はインターネットバンキングから納付ができます。また、各種スマートフォン決済アプリ内の「請求書払い」「スキャン支払い」等を選択し、「eL-QR」を読み取ることにより納付することもできます。

● 杉並区公式ホームページ

住民税等や軽自動車税の納付方法等については区公式ホームページに詳しい内容を掲載しています。



住民税等の納付
方法



軽自動車税（種別割）
の納税・課税

納税相談など

生活困難や事業不振などのために、どうしても納期限までに納税できないこともあるかと思います。そのような場合には、お早めにご相談ください。

税 金 の 種 類	相 談 窓 口
住 民 税 等	納 税 課(区役所中棟2階)
軽自動車税・その他(減免等)	課税課 税務管理係(区役所東棟2階)

● 猶予制度

納税者や特別徴収義務者が、やむを得ない事情によって税金を納めることが困難になった場合には、その事情に応じて、以下のような制度があります。

詳しくは、上記窓口にご相談ください。

1 徴収の猶予

次のような事情により納税が困難な場合には、原則として1年以内の期間に限り、分割納付することができます。

- ① 災害や盗難にあったとき
- ② 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- ③ 事業の休廃止や事業について著しい損失を受けたとき
- ④ 上記の事実に関連する事情があったとき

期間中は、新たな督促や差押えなどの滞納処分をすることはありません。

2 換価の猶予

事業の継続や生活の維持が困難な場合には、原則として1年以内の期間に限り、分割納付することができます。

● 減 免

減免とは、納税の猶予によってもなお納税することが困難であると認められるような担税力が著しく減少した方などについて、申請により、その事情に応じて税負担の軽減・免除を行うものです。

納税者が次のような状況になったときは、減免の対象となります（ただし、事情によっては適用にならない場合もあります。）。

- ① 生活保護法の規定による保護を受けている場合
- ② 災害（地震、火災、風水害など）により住宅や家財が損害を受け、その損害額（保険金などで補てんされる部分の金額を除く。）が3割以上で、合計所得金額が2,000万円以下の場合

減免の申請は、申請書に証明書類を添付して納期限までにすることとされています。したがって、すでに納期限が過ぎ滞納となっている税額は、対象になりません。詳しくは、課税課までお問合せください。

●督促

納税者や特別徴収義務者が納期限までに税金を完納しない場合は、納期限から約 30 日後に督促状を発送します（分割納付中であっても、各期別の納期限までに完納していなければ同様に発送します。）。

●滞納処分

督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されなかった場合は、納期限までに納めた他の納税者との公平を保つため、差押え等の滞納処分が行われます。

差押えの対象は、土地・家屋などの不動産や給与・銀行預金などの債権など、滞納者が所有する全ての財産です。

なお、財産を調査・差押えするため、自宅等の捜索を行うこともあります。



国外へ転出するときの住民税の手続きは？

国外へ転出することになりましたが、何か手続きは必要ですか？



納税義務者が国外へ転出される場合は、本人の代わりに納税に関する一切の事項を処理する納税管理人を定め、区に届出しなくてはなりません。

納税管理人の届出がないと、納税通知書の送付ができず公示送達※を行うことがあります。公示送達後、納期限までに納付されないと滞納となり、差押え等の滞納処分の対象となります。

※公示送達とは、区役所の掲示場に一定期間公示することにより、その期間が経過したときは書類の送達がされたものとみなす制度のことです。

●帰国した後の届出

納税義務者が帰国した場合は、納税管理人の解任の手続きを行ってください。

●口座振替をご利用ください

国外へ転出される場合に、口座振替の登録を行っておくと納税管理人が納付する手間がかからないので大変便利です。是非、区役所納税課へご連絡ください。

延滞金

● 延滞金

住民税等を法律で定められた納期限までに納められなかった場合、その遅延した日数に応じた延滞金が、納める税額に加算されます。

この措置は、納期限までに納めた他の納税者や特別徴収義務者との公平を図るため設けられたものです。

延滞金の額は、納期限の翌日から 1 か月間は税額に対し年 7.3% の割合、その後は年 14.6% の割合で計算されることとなっていますが、平成 12 年 1 月 1 日から特例基準割合が定められており、平成 26 年以降は下表のとおりになっています。

適用期間	納期限の翌日から 1 か月を 経過する日までの割合	納期限の翌日から 1 か月を 経過した日以後の割合
令和 4 年 1 月 1 日から	年 2.4%	年 8.7%
令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで	年 2.5%	年 8.8%
平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで	年 2.6%	年 8.9%
平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで	年 2.7%	年 9.0%
平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで	年 2.8%	年 9.1%
平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで	年 2.9%	年 9.2%

(平成 25 年以前の延滞金の割合については、区役所納税課へお問合せください。)

★ 延滞金の割合の特例

① 納期限の翌日から 1 か月を経過するまでの期間

当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年 7.3% の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に 1% の割合を加算した割合(なお、加算後の割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合)を乗じて計算した金額になります。

② 納期限の翌日から 1 か月を経過した日以後の期間

当該延滞金特例基準割合が年 7.3% の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合を乗じて計算した金額になります。

審査請求及び取消訴訟

⊗ 審査請求

特別区民税・都民税・森林環境税や軽自動車税（種別割）などの賦課決定や滞納処分などについて不服のある場合は、杉並区長に対して、書面で審査請求をすることができます。

項 目	申立て期間
賦課決定	決定のあったことを知った日（税額決定・納税通知書などを受け取った日）の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、又は差押えにかかる通知を受け取った日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
財産の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

⊗ 取消訴訟

取消訴訟（処分の取消しの訴え）は、原則として、審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に杉並区を被告として（杉並区長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、審査請求があった日から3か月を経過しても審査請求に対する裁決がないときなどは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

※ 税額決定・納税通知書、督促状などに審査請求及び取消訴訟についての記載がありますので、ご覧ください。

税の証明

杉並区公式ホームページから、各税証明書発行の交付申請書等や委任状をダウンロードすることができます。

● 区役所で発行する税の証明書

税の種類	証明の種類	証明書の用途（例）
住民税 (森林環境税含む)	・課税証明書 ・非課税証明書 ・納税証明書	1 国や区市町村への提出 保育園の申込み、医療費助成・在留許可の申請など 2 金融機関や勤め先などへの提出 資金貸付の申請、保証人になるため、扶養の申請など
軽自動車税 (種別割)	・納税証明書	車検を受けるため、譲渡するためなど

※ 「固定資産評価証明」などは都税務所で、所得税の証明書（「納税証明書その1」（税額の証明）や「納税証明書その2」（所得金額の証明）など）は税務署で発行しています。

● 申請場所と申請方法

区 分	窓口申請の場合		郵送申請の場合
申請場所	区役所 1 階 区民課（住民税関係） 第1・第3・第5土曜日は軽自動車税証明も発行 2 階 課税課（住民税関係・軽自動車税関係） 区民事務所 (54ページ参照)		区役所 課税課（区民事務所では取り扱っていません。） (宛先) 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 課税課 証明担当
申請手続	住民税関係	必要なもの（注1） 1 本人の場合 ・本人確認ができるもの (例 マイナンバーカード、運転免許証など) 2 代理人（家族を含む。）の場合 ・委任状及び代理人の本人確認ができるもの (例 マイナンバーカード、運転免許証など)	必要なもの ●郵送による特別区民税・都民税証明書交付申請書 ※郵送による申請は、本人からの申請に限ります。 ※便せんなどを使う場合は、次の事項を記載してください。 ① 現在の住所・氏名 ② 日中連絡可能な電話番号 ③ 証明する年度の1月1日現在の住所・氏名・生年月日 ④ 使用目的（提出先） ⑤ 証明する年度・種類・通数 ●本人確認資料のコピー (例 マイナンバーカード、運転免許証など)
		必要なもの（注1） 1 本人の場合 ・本人確認ができるもの (例 マイナンバーカード、運転免許証など) 2 代理人（家族を含む。）の場合 ・代理人の本人確認ができるもの (例 マイナンバーカード、運転免許証など)	必要なもの 軽自動車税（種別割）納税証明書交付申請書 ※便せんなどを使う場合は、次の事項を記載してください。 ① 車両（標識）番号 ② 納税義務者の住所・氏名 ③ 代理人の住所・氏名（代理の場合） ④ 使用目的・通数 ⑤ 証明する年度（車検用の場合は不要） ⑥ 日中連絡可能な電話番号
	※納税直後（最長で3週間程度）に納税証明書を必要とされるときは、領収証書等をお持ちください。		※返信用封筒（住所・氏名を記載し、必要な額の切手を貼ったもの）を同封してください。
手数料	窓口又は郵送の場合 1 通300円、証明書コンビニ交付サービス（注2）による場合 1 通200円 ・軽自動車税（種別割）の車検用納税証明書は無料 ・郵送の場合は、定額小為替（ゆうちょ銀行・郵便局にあります。）を同封してください。		

- (注 1) 税の証明書には、納税者等の個人情報に記載されています。そのため、申請する方の本人確認が必要になります。
また、住民税関係の証明において、本人以外の申請の場合は、家族の方からの申請であっても委任状が必要になります。
- (注 2) 暗証番号が設定された「マイナンバーカード」又は『証明書コンビニ交付サービス利用登録』をした「住民基本台帳カード」をお持ちの方は、全国のコンビニエンスストア等（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ）のマルチコピー機で住民税証明書（令和4～7年度分）の発行を受けることができます（軽自動車税（種別割）の納税証明書は、上記コンビニエンスストアでは発行できません。また、令和8年1月1日以降は、住民税の納税証明書につきましても上記コンビニエンスストアでは発行できません。）。
なお、杉並区から転出した方は、証明書コンビニ交付サービスをご利用になれませんので、ご注意ください。

● 軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）

軽自動車の利用者の負担軽減を目的として、軽自動車税（種別割）の納付情報を継続検査（車検）窓口がオンラインで確認できる軽 JNKS が導入されました。これにより軽自動車の車検の際に「納税証明書の提示」が原則、不要になります。

詳細については、区公式ホームページをご覧ください。

新年度の税の証明書の交付時期

◇住民税 （窓口）

- ① 給与からの特別徴収のみで納付する方及びその被扶養者の方は、5月中旬から
- ② 上記以外の方（普通徴収の方、年金特別徴収の方、納付方法を併用する方、非課税の方など）は、6月上旬から

（証明書コンビニ交付サービス）※住民税のみ
6月上旬から

◇軽自動車税（種別割） 5月中旬から

委任状の書式（見本）

委 任 状	
令和 年 月 日	
代理人	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日
私は、上記の者を代理人として、 ☐ チェック 特別区民税・都民税 _____ 年度（ _____ 年中所得）課税・非課税・納税 証明書 （使用目的（提出先） _____ ） _____ 通 の交付申請と受領の権限を委任します。 ☐ チェック _____ 年度分 特別区民税・都民税申告書の提出の権限を委任します。	
委任者	現 住 所 _____ 証明・申告年度の 1月1日の住所 杉並区 氏 名 _____ (印) 生 年 月 日 _____ 年 月 日 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 住民税の賦課期日……令和7年度の場合は、令和7年1月1日です。

窓口のご案内

●区税についてのお問合せは

杉並区役所	〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 ☎03(3312)2111(代表)
-------	--

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時まで

課 税 課	納 税 課
・住民税の申告、賦課について ・給与支払報告書、給与所得者異動届について ・税の証明書の発行について ・軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税について	住民税の ・納付、納入について ・納税相談について ・口座振替について ・過誤納金還付について

【ダイヤル・インサービス】

- 住民税の証明・軽自動車税 ☎ 03 (5307) 0629
- 住民税の申告・課税内容
- 給与支払報告書・給与所得者異動届] 課税課区民税係 ☎ 03 (5307) 0632・0633
- 住民税の口座振替・還付 納税課管理係 ☎ 03 (5307) 0637
- 住民税の納付 納税課 (第1～第4担当) ☎ 03 (5307) 0634
- 住民税の納入(給与からの特別徴収) 納税課特別徴収納税係 ☎ 03 (5307) 0638
- ・課税課 F A X ☎ 03 (5307) 0696

★区民事務所をご利用ください

下の表に書いてある各区民係が、下記の業務を取り扱っています。

- 住民税・軽自動車税(種別割)の納付又は納入
- 税の証明書の発行
- 原動機付自転車の新規・廃車の申告 ※1

	所 在 地	電 話 番 号	窓口開設時間 ※2
区 役 所 区 民 係	阿佐谷南1-15-1 東棟1階	03-3312-2111	平日 午前8時30分～午後5時 第1・3・5土曜日 午前9時～午後5時
井草区民事務所	下井草4-30-2	03-3394-0461	平日 午前8時30分～午後5時 (水曜日は午後7時まで) 第2・4土曜日 午前9時～午後5時
西荻区民事務所	西荻南3-5-23	03-5344-3030	
荻窪区民事務所	上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階	03-3392-8846	
高円寺区民事務所	梅里1-22-32 セシオン杉並1階	03-3317-6560	
高井戸区民事務所	高井戸西2-1-26 京王リトナード高井戸2階	03-3333-5395	
永福和泉区民事務所	和泉3-8-18 永福和泉地域区民センター3階	03-5300-9310	

※1 特定小型原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車は取り扱っていません。

※2 年末年始(12月29日～1月3日)及び祝日と重なる場合は休業します。

★土曜日の税証明の発行と住民税などの収納

場 所	開設時間
区民課区民係 (区役所東棟 1 階)	第1・3・5土曜日 午前9時～午後5時
区民事務所	第2・4土曜日 午前9時～午後5時

※ 年末年始（12月29日～1月3日）及び祝日と重なる場合は休業します。

●都税についてのお問合せは

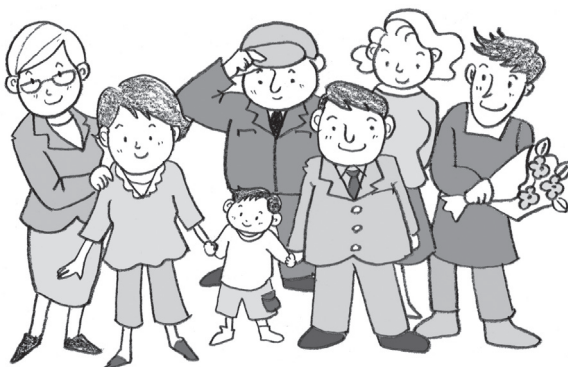
杉並都税事務所	〒166-8502 杉並区成田東 5-39-11 ☎03-3393-1171
---------	--

●国税についてのお問合せは

杉並税務署	〒166-8501 杉並区成田東 4-15-8 ☎03-3313-1131
荻窪税務署	〒167-8506 杉並区荻窪 5-15-13 ☎03-3392-1111

★税務署の管轄区域

杉並税務署	阿佐谷北、阿佐谷南、和泉、梅里、永福、大宮、上高井戸 高円寺北、高円寺南、下高井戸、高井戸西、高井戸東、成田西、成田東 浜田山、方南、堀ノ内、松ノ木、和田
荻窪税務署	天沼、井草、今川、荻窪、上井草、上荻、久我山 清水、下井草、松庵、善福寺、西荻北、西荻南、本天沼 南荻窪、宮前、桃井



令和7年度

わたしたちの区税

令和7年6月発行

編集・発行 杉並区 区民生活部 課税課

〒166-8570 杉並区 阿佐谷南一丁目15番1号

電話 03(3312)2111(代表)

登録印刷物番号

07-0010

※杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

